

# 料 金 表

## 料 金 表 目 次

通則	29
<b>第1表 料金</b>	
第1 アナログ伝送サービス等に関する料金	31
1 適用	
2 料金額	
(1) 基本回線専用料	
(2) 分岐回線専用料又は分岐料	
(3) 加算額	
(4) 付加専用料	
第2 高速デジタル伝送サービスに関する料金	37
1 適用	
2 料金額	
(1) 基本回線専用料	
(2) 分岐回線専用料又は分岐料	
(3) 加算額	
(4) 減算額	
(5) 付加専用料	
第3 削除	
第4 高速イーサネット専用サービスに関する料金	78
1 適用	
2 料金額	
(1) 基本回線専用料	
(2) 加算額	
(3) 付加専用料	
第5 専用IP接続サービスに関する料金	84
1 適用	
2 料金額	
(1) 基本回線専用料	
(2) 加算額	
(3) 付加専用料	
第6 削除	
第7 その他の専用サービス	86
映像伝送サービスに関する料金	
1 適用	
2 料金額	
(1) 一般映像伝送サービスに関するもの	
(2) 高品質映像伝送サービスに関するもの	
(3) 広帯域映像伝送サービスに関するもの	
(4) デジタル映像伝送サービスに関するもの	
第8 手続きに関する料金	96
<b>第2表 工事に関する費用</b>	
第1 工事費	97
1 適用	
2 工事費の額	
第2 線路設置費	99
1 適用	
2 線路設置費の額	

第3	設備費	100
1	適用	
2	設備費の額	
第3表	証明手数料	100
別表1	削除	
別表2	学校に限定した基本回線専用料の割引の適用	101

## 通 則

### (料金等の設定)

- 1 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続により提供する専用サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定します。この場合、特定協定事業者に係る工事に関する費用については、その特定協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。

### (料金の計算方法)

- 2 当社は、専用契約者がその専用契約（短期専用契約を含みます。）に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は、専用サービス（専用 I P 接続サービスを除きます。以下この条において同じとします。）に関する料金において、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日により専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日により専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があったとき。
  - (3) 前各号の場合を除いて、暦月の初日以外の日により専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
  - (4) 第 85 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表又は同条第 3 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
  - (5) 暦月の初日に専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等を行い、その日にその専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があったとき。
- 4 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

### (料金前払いに伴う料金の減額)

- 5 削除
- 6 削除
- 7 削除

### (端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (料金等の支払い)

- 9 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する専用サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 10 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### (料金の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、9 の規定にかかわらず、専用契約者（短期専用契約を締結しているものを除きます。）の承諾を得て、2 ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### (前受金)

- 12 当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(注) 12 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

**(消費税相当額の加算)**

13 第 85 条 (料金の支払義務) から第 89 条 (設備費の支払義務) までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額 (税抜価格 (消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)) に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込価格 (税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。) により計算した額とは差異が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。

**(料金等の臨時減免)**

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の専用サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

**(接続専用回線に係る料金の適用の例外)**

15 接続専用回線であって、その両端に端末設備が接続される形態に相当するものについては接続専用回線以外の専用回線に係る料金を適用します。

第1表 料金

第1 アナログ伝送サービス等に関する料金

1 適用

区 分	内 容																		
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="624 394 1407 1084"> <thead> <tr> <th data-bbox="624 394 831 427">区 分</th> <th data-bbox="831 394 1018 427">品 目</th> <th data-bbox="1018 394 1407 427">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 427 831 725" rowspan="2">アナログ伝送サービス</td> <td data-bbox="831 427 1018 618">音声伝送 (目的利用)</td> <td data-bbox="1018 427 1407 618">通常の音声伝送(通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送するものとし、)のみに利用することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 618 1018 725">3.4kHz (自由利用)</td> <td data-bbox="1018 618 1407 725">通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 725 831 972" rowspan="3">一般デジタル伝送サービス</td> <td data-bbox="831 725 1018 808">2,400b/s</td> <td data-bbox="1018 725 1407 808">2,400bit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 808 1018 891">4,800b/s</td> <td data-bbox="1018 808 1407 891">4,800bit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 891 1018 972">9,600b/s</td> <td data-bbox="1018 891 1407 972">9,600bit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="624 972 1407 1084">備考 音声伝送及び一般デジタル伝送サービスに係る専用サービスは、各品目及び内容欄に掲げる用途のみに利用することができるものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	品 目	内 容	アナログ伝送サービス	音声伝送 (目的利用)	通常の音声伝送(通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送するものとし、)のみに利用することが可能なもの	3.4kHz (自由利用)	通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なもの	一般デジタル伝送サービス	2,400b/s	2,400bit/s の符号伝送が可能なもの	4,800b/s	4,800bit/s の符号伝送が可能なもの	9,600b/s	9,600bit/s の符号伝送が可能なもの	備考 音声伝送及び一般デジタル伝送サービスに係る専用サービスは、各品目及び内容欄に掲げる用途のみに利用することができるものとします。		
区 分	品 目	内 容																	
アナログ伝送サービス	音声伝送 (目的利用)	通常の音声伝送(通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送するものとし、)のみに利用することが可能なもの																	
	3.4kHz (自由利用)	通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能なもの																	
一般デジタル伝送サービス	2,400b/s	2,400bit/s の符号伝送が可能なもの																	
	4,800b/s	4,800bit/s の符号伝送が可能なもの																	
	9,600b/s	9,600bit/s の符号伝送が可能なもの																	
備考 音声伝送及び一般デジタル伝送サービスに係る専用サービスは、各品目及び内容欄に掲げる用途のみに利用することができるものとします。																			
(2) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、専用サービスの提供区域について、1の専用取扱局に専用回線を収容する区域(以下「収容区域」といいます。)及びその収容区域のうち、特別な料金(線路設置費及び線路に関する加算額)の支払いを必要としないで専用サービスを提供する区域(以下「加入区域」といいます。)を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																		
(3) 回線距離の測定	<p>回線距離は、次のとおり測定します。</p> <table border="1" data-bbox="624 1451 1407 1912"> <thead> <tr> <th data-bbox="624 1451 943 1485">区 分</th> <th data-bbox="943 1451 1407 1485">回線距離の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 1485 943 1592">ア その専用回線を分岐していない場合</td> <td data-bbox="943 1485 1407 1592">その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1592 943 1912">イ その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所に係る回線距離測定局が同じ場合</td> <td data-bbox="943 1592 1407 1912">直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算出します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	回線距離の測定方法	ア その専用回線を分岐していない場合	その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。	イ その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所に係る回線距離測定局が同じ場合	直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算出します。												
区 分	回線距離の測定方法																		
ア その専用回線を分岐していない場合	その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。																		
イ その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所に係る回線距離測定局が同じ場合	直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算出します。																		

	<table border="1" data-bbox="625 197 1417 452"> <tr> <td data-bbox="625 197 944 452">ウ その専用回線を分岐している場合で、イ以外の場合</td> <td data-bbox="944 197 1417 452">その分岐箇所の回線距離測定局経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に1 km未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。</li> <li>回線距離測定局は、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。</li> </ol>	ウ その専用回線を分岐している場合で、イ以外の場合	その分岐箇所の回線距離測定局経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に1 km未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。
ウ その専用回線を分岐している場合で、イ以外の場合	その分岐箇所の回線距離測定局経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に1 km未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。		
(4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア アナログ伝送サービス等については、短期専用契約に係るもの及び異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第85条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、分岐回線専用料（分岐料を含みます。）、加算額及び付加専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内にサービスの品目の変更、分岐回線の廃止若しくは移転又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更又は分岐回線の廃止と同時にその専用回線の設置場所において専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p>		
(5) 回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用	<p>收容区域及び加入区域の設定変更、専用取扱局の指定の変更・所在場所の変更、接続専用回線に関する相互接続点の所在場所の変更又は専用回線の移転等により、その専用回線の終端又は分岐箇所の回線距離測定局の変更があったときは、料金を再算定します。</p>		
(6) 専用回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	<p>ア その専用回線の終端が收容されている専用取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（専用回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込の場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します（短期専用契約を除く。）。</p> <p>イ その専用回線が異経路（(8)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p>		
(7) 短期専用契約の料金の適用	<p>短期専用回線のために新設した線路については短期専用契約に係る加算額を適用します。</p>		
(8) 異経路による専用回線の料金の適用	<p>ア その専用回線の終端が直接收容されている専用取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>		

(9) 復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の回線専用料の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその経路を変更した場合の回線専用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その専用回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(10) 特別な電気通信設備の料金の適用	専用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備の付加専用料を適用します。
(11) 4線式の専用回線の料金の適用	専用回線が4線式の場合、専用回線の終端（接続専用回線に係る相互接続点の部分を除きます。）の引込線（専用回線のうち引込柱から保安器、配線盤、回線終端装置等までの線路（保安器及びアース棒を含みます。）をいいます。以下同じとします。）部分について、4線式に係る加算額を適用します。

## 2 料金額

### (1) 基本回線専用料

#### ア 音声伝送

専用回線 1 回線ごとに

距離区分		料金額（月額）（税込価格）	
		専用契約	短期専用契約
回 線 距 離	10 kmまでのもの	6,400円 (7,040円)	9,600円 (10,560円)
	20 "	17,000円 (18,700円)	25,500円 (28,050円)
	30 "	37,000円 (40,700円)	55,500円 (61,050円)
	40 "	43,000円 (47,300円)	64,500円 (70,950円)
	50 "	49,000円 (53,900円)	73,500円 (80,850円)
	60 "	54,000円 (59,400円)	81,000円 (89,100円)
	70 "	62,000円 (68,200円)	93,000円 (102,300円)
	80 "	69,000円 (75,900円)	103,500円 (113,850円)
	90 "	75,000円 (82,500円)	112,500円 (123,750円)
	100 "	81,000円 (89,100円)	121,500円 (133,650円)
	120 "	87,000円 (95,700円)	130,500円 (143,550円)
	140 "	96,000円 (105,600円)	144,000円 (158,400円)
	160 "	105,000円 (115,500円)	157,500円 (173,250円)
	180 "	114,000円 (125,400円)	171,000円 (188,100円)
	180 kmを超えるもの	123,000円 (135,300円)	184,500円 (202,950円)
	備考 特殊な直流信号を通常の音声伝送のために重畳して利用する専用サービスは、音声伝送の専用サービスとして提供し、その専用区間が1の収容区域内に終始する場合で、かつ線路設計上可能な限り提供します。		

イ 3. 4 k H z

専用回線 1 回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)		(税込価格)	
		専用契約		短期専用契約	
回 線 距 離	10 kmまでのもの	7,600 円	(8,360 円)	11,400 円	(12,540 円)
	20 "	21,000 円	(23,100 円)	31,500 円	(34,650 円)
	30 "	45,000 円	(49,500 円)	67,500 円	(74,250 円)
	40 "	53,000 円	(58,300 円)	79,500 円	(87,450 円)
	50 "	60,000 円	(66,000 円)	90,000 円	(99,000 円)
	60 "	66,000 円	(72,600 円)	99,000 円	(108,900 円)
	70 "	75,000 円	(82,500 円)	112,500 円	(123,750 円)
	80 "	83,000 円	(91,300 円)	124,500 円	(136,950 円)
	90 "	90,000 円	(99,000 円)	135,000 円	(148,500 円)
	100 "	97,000 円	(106,700 円)	145,500 円	(160,050 円)
	120 "	107,000 円	(117,700 円)	160,500 円	(176,550 円)
	140 "	116,000 円	(127,600 円)	174,000 円	(191,400 円)
	160 "	126,000 円	(138,600 円)	189,000 円	(207,900 円)
	180 "	136,000 円	(149,600 円)	204,000 円	(224,400 円)
	180 kmを超えるもの	146,000 円	(160,600 円)	219,000 円	(240,900 円)
	備考 3.4 k H z (自由利用) の専用サービスを符号伝送に利用する場合、当社はその符号伝送速度に関して保証するものではありませんが、標準的な変復調装置を用いた場合、おおむね 9,600bit/s 以下の符号伝送が可能なものとしします。(分岐のある専用回線を利用する場合及び他社接続回線と接続して利用する場合はこの限りではありません。)				

ウ 2, 400 b / s

専用回線 1 回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)		(税込価格)	
		専用契約		短期専用契約	
回 線 距 離	10 kmまでのもの	8,000 円	(8,800 円)	12,000 円	(13,200 円)
	20 "	19,000 円	(20,900 円)	28,500 円	(31,350 円)
	30 "	41,000 円	(45,100 円)	61,500 円	(67,650 円)
	40 "	48,000 円	(52,800 円)	72,000 円	(79,200 円)
	50 "	54,000 円	(59,400 円)	81,000 円	(89,100 円)
	60 "	60,000 円	(66,000 円)	90,000 円	(99,000 円)
	70 "	68,000 円	(74,800 円)	102,000 円	(112,200 円)
	80 "	76,000 円	(83,600 円)	114,000 円	(125,400 円)
	90 "	82,000 円	(90,200 円)	123,000 円	(135,300 円)
	100 "	89,000 円	(97,900 円)	133,500 円	(146,850 円)
	120 "	96,000 円	(105,600 円)	144,000 円	(158,400 円)
	140 "	107,000 円	(117,700 円)	160,500 円	(176,550 円)
	160 "	117,000 円	(128,700 円)	175,500 円	(193,050 円)
	180 "	128,000 円	(140,800 円)	192,000 円	(211,200 円)
	180 kmを超えるもの	138,000 円	(151,800 円)	207,000 円	(227,700 円)

エ 4, 800b/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)			
		専用契約		短期専用契約	
回 線 距 離	10kmまでのもの	9,000円	(9,900円)	13,500円	(14,850円)
	20 "	21,000円	(23,100円)	31,500円	(34,650円)
	30 "	45,000円	(49,500円)	67,500円	(74,250円)
	40 "	53,000円	(58,300円)	79,500円	(87,450円)
	50 "	60,000円	(66,000円)	90,000円	(99,000円)
	60 "	66,000円	(72,600円)	99,000円	(108,900円)
	70 "	75,000円	(82,500円)	112,500円	(123,750円)
	80 "	83,000円	(91,300円)	124,500円	(136,950円)
	90 "	90,000円	(99,000円)	135,000円	(148,500円)
	100 "	97,000円	(106,700円)	145,500円	(160,050円)
	120 "	107,000円	(117,700円)	160,500円	(176,550円)
	140 "	116,000円	(127,600円)	174,000円	(191,400円)
	160 "	126,000円	(138,600円)	189,000円	(207,900円)
	180 "	136,000円	(149,600円)	204,000円	(224,400円)
	180kmを超えるもの	146,000円	(160,600円)	219,000円	(240,900円)

オ 9, 600b/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)			
		専用契約		短期専用契約	
回 線 距 離	10kmまでのもの	10,000円	(11,000円)	15,000円	(16,500円)
	20 "	23,000円	(25,300円)	34,500円	(37,950円)
	30 "	48,000円	(52,800円)	72,000円	(79,200円)
	40 "	56,000円	(61,600円)	84,000円	(92,400円)
	50 "	64,000円	(70,400円)	96,000円	(105,600円)
	60 "	72,000円	(79,200円)	108,000円	(118,800円)
	70 "	82,000円	(90,200円)	123,000円	(135,300円)
	80 "	92,000円	(101,200円)	138,000円	(151,800円)
	90 "	100,000円	(110,000円)	150,000円	(165,000円)
	100 "	107,000円	(117,700円)	160,500円	(176,550円)
	120 "	117,000円	(128,700円)	175,500円	(193,050円)
	140 "	128,000円	(140,800円)	192,000円	(211,200円)
	160 "	139,000円	(152,900円)	208,500円	(229,350円)
	180 "	150,000円	(165,000円)	225,000円	(247,500円)
	180kmを超えるもの	161,000円	(177,100円)	241,500円	(265,650円)

## (2) 分岐回線専用料又は分岐料

分岐回線 1 回線につき

料金種別	料金額 (月額) (税込価格)	
	専用契約	短期専用契約
ア その分岐回線の終端の回線距離測定局とその分岐箇所の回線距離測定局とが同一である分岐回線の場合の分岐回線専用料	距離区分の回線距離が最短なものの基本回線専用料の2分の1	同 左
イ 上記以外の分岐回線の場合の分岐回線専用料	その分岐回線の終端の回線距離測定局と分岐箇所の回線距離測定相互間の回線距離に対応する基本回線専用料と同額	同 左
ウ 分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金 (分岐装置により分岐する場に限りませう。)	6,000 円 (6,600 円)	9,000 円 (9,900 円)
備考 専用契約者は、専用サービスの品目ごとに当社が別に定める分岐の数の限度内で分岐箇所及び分岐の順路を指定して、その専用回線の分岐の請求をすることができます。 ただし、次の場合は分岐の請求をすることができません。 (1) その専用回線が1の收容区域内に終始するものであるとき (3.4kHzの専用回線であって符号伝送以外の用途に利用するもの及び音声伝送の専用回線の場合を除きます。) (2) 分岐回線をさらに分岐するとき。		

## (3) 加算額

料金種別	単位	区分	料金額 (月額) (税込価格)	
			専用契約	短期専用契約
ア 線路設置専用料	専用回線の各終端につき線路100mまでごとに	2線式の場合	700 円 (770 円)	1,050 円 (1,155 円)
		4線式の場合	800 円 (880 円)	1,200 円 (1,320 円)
イ 異経路の線路専用料	—	—	別に算定する実費	
ウ 4線式専用料	引込線1回線ごとに	—	2,500 円 (2,750 円)	3,750 円 (4,125 円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

## (4) 付加専用料

料金種別	単位	料金額 (月額) (税込価格)		
		専用契約	短期専用契約	
ア 回線接続装置専用料	取扱所伝送設備との間で信号の送受及び変換の機能を有する装置	1台ごとに	3,500 円 (3,850 円)	5,250 円 (5,775 円)
	備考	(1) Xシリーズインタフェース用 (2) Vシリーズインタフェース用		
イ 特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置	—	別に算定する実費	
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

## 第2 高速デジタル伝送サービスに関する料金

### 1 適用

区 分	内 容																																					
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">高 速 品 目</td> <td style="text-align: center;">64kb/s</td> <td>64kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">128kb/s</td> <td>128kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">192kb/s</td> <td>192kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">256kb/s</td> <td>256kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">384kb/s</td> <td>384kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">512kb/s</td> <td>512kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">超 高 速 品 目</td> <td style="text-align: center;">768kb/s</td> <td>768kbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td>1.152Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.5Mb/s</td> <td>1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3Mb/s</td> <td>3.072Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">超 高 速 品 目</td> <td style="text-align: center;">4.5Mb/s</td> <td>4.608Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6Mb/s</td> <td>6.144Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50Mb/s</td> <td>48.384Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">超 高 速 品 目</td> <td style="text-align: center;">150Mb/s</td> <td>149.760Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備考</td> <td>短期専用契約は、高速品目の専用回線に限り提供します。</td> </tr> </tbody> </table>		品 目	内 容	高 速 品 目	64kb/s	64kbit/s の符号伝送が可能なもの	128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なもの	192kb/s	192kbit/s の符号伝送が可能なもの	256kb/s	256kbit/s の符号伝送が可能なもの	384kb/s	384kbit/s の符号伝送が可能なもの	512kb/s	512kbit/s の符号伝送が可能なもの	超 高 速 品 目	768kb/s	768kbit/s の符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1.152Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3.072Mbit/s の符号伝送が可能なもの	超 高 速 品 目	4.5Mb/s	4.608Mbit/s の符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6.144Mbit/s の符号伝送が可能なもの	50Mb/s	48.384Mbit/s の符号伝送が可能なもの	超 高 速 品 目	150Mb/s	149.760Mbit/s の符号伝送が可能なもの	備考	短期専用契約は、高速品目の専用回線に限り提供します。
	品 目	内 容																																				
高 速 品 目	64kb/s	64kbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
	128kb/s	128kbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
	192kb/s	192kbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
	256kb/s	256kbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
	384kb/s	384kbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
	512kb/s	512kbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
超 高 速 品 目	768kb/s	768kbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
	1Mb/s	1.152Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
	1.5Mb/s	1.536Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
	3Mb/s	3.072Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
超 高 速 品 目	4.5Mb/s	4.608Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
	6Mb/s	6.144Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
	50Mb/s	48.384Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
超 高 速 品 目	150Mb/s	149.760Mbit/s の符号伝送が可能なもの																																				
備考	短期専用契約は、高速品目の専用回線に限り提供します。																																					
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) インタフェースによる区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Yインタフェース以外のもの</td> <td>下記以外のもの</td> </tr> <tr> <td>Yインタフェース</td> <td>ユーザ・網インタフェースが当社仕様のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備考</td> <td>当社は、Yインタフェースの専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 利用する回線による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中継回線によるもの</td> <td>中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>端末回線のみによるもの</td> <td>端末回線のみを利用するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備考</td> <td> <p>1 その利用する回線による区別は、超高速品目の専用回線（接続専用回線（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）を除きます。）にあります。</p> <p>ただし、当社が別に定める特定協定事業者との相互接続による場合は、中継回線によるものに限り提供します。</p> <p>2 「中継回線」とは、端局（端局装置を設置している専用取扱局）相互間のことをいいます。以下同じとします。</p> <p>3 「端末回線」とは、中継回線以外のものをいいます。以下同じとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	Yインタフェース以外のもの	下記以外のもの	Yインタフェース	ユーザ・網インタフェースが当社仕様のもの	備考	当社は、Yインタフェースの専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。	区 別	内 容	中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの	端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの	備考	<p>1 その利用する回線による区別は、超高速品目の専用回線（接続専用回線（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）を除きます。）にあります。</p> <p>ただし、当社が別に定める特定協定事業者との相互接続による場合は、中継回線によるものに限り提供します。</p> <p>2 「中継回線」とは、端局（端局装置を設置している専用取扱局）相互間のことをいいます。以下同じとします。</p> <p>3 「端末回線」とは、中継回線以外のものをいいます。以下同じとします。</p>																					
区 別	内 容																																					
Yインタフェース以外のもの	下記以外のもの																																					
Yインタフェース	ユーザ・網インタフェースが当社仕様のもの																																					
備考	当社は、Yインタフェースの専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。																																					
区 別	内 容																																					
中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの																																					
端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの																																					
備考	<p>1 その利用する回線による区別は、超高速品目の専用回線（接続専用回線（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）を除きます。）にあります。</p> <p>ただし、当社が別に定める特定協定事業者との相互接続による場合は、中継回線によるものに限り提供します。</p> <p>2 「中継回線」とは、端局（端局装置を設置している専用取扱局）相互間のことをいいます。以下同じとします。</p> <p>3 「端末回線」とは、中継回線以外のものをいいます。以下同じとします。</p>																																					

イ 保守の態様による細目

(ア) サービスクラスによる区別

区 別	内 容
通常クラス	下記以外のもの
エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないものであって、シンプルクラス以外のもの
シンプルクラス	故障の監視を回線単位で行わないものであって、専用取扱局をまたがる中継区間が二重化されていないもの

備考

1 サービスクラスによる区別は、64kb/s、128kb/s 又は 1.5Mb/s の品目のもの（Yインタフェースのものを除きます。）にあります。

ただし、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社との相互接続に係る 64kb/s、128kb/s 及び 1.5Mb/s の品目の接続専用回線のサービスクラスについては、エコノミークラス及びシンプルクラスのものに限ります。

2 (1) サービスクラスがエコノミークラス及びシンプルクラスのものに係る専用契約者が指定することのできる専用回線の終端（接続専用回線の終端であって、相互接続点（その相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）におけるものを除きます。）の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。

(2) 当社は、(1)に規定する専用回線の終端（1.5Mb/s の品目に限ります。）の場所に当社の回線終端装置を設置します。

3 専用契約者は、サービスクラスの変更の請求をすることができます。

ただし、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社との相互接続に係る 64kb/s、128kb/s 及び 1.5Mb/s の品目の接続専用回線に係るものについては、エコノミークラス、シンプルクラス相互間とします。

4 64kb/s 又は 128kb/s のエコノミークラス又はシンプルクラスの専用契約者は、接続専用回線又は他社接続回線（特定協定事業者に係るものに限ります。）の終端（相互接続点に係るものを除きます。）について、次の各号に定める変更の請求をすることはできません。

(1) 当社が別に定める特定協定事業者のみに係るものから西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社に係るものへの変更

(2) 西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社に係るものから当社が別に定める特定協定事業者のみに係るものへの変更

5 短期専用契約は、当社が別に定める特定協定事業者に係るものであってエコノミークラス又はシンプルクラスのものを除く専用回線に限り提供します。

(イ) 保守の区別	
区 別	内 容
タイプ 1	専用サービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時までの時間をいいます。以下同じとします。）外に、その専用回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 2	タイプ 1 以外のもの
備考	
<p>1 保守の区別は、エコノミークラス及びシンプルクラスのものにあります。</p> <p>ただし、当社が別に定める特定協定事業者との相互接続による場合は、タイプ 2 に限り提供します。</p> <p>2 第 85 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表 1 欄に規定する時間については、タイプ 1 は 24 時間、タイプ 2 は 12 時間とします。</p>	

<p>(3) 回線距離の測定</p>	<p>ア 高速品目の高速デジタル伝送サービスの回線距離の測定については、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。</p> <p>ただし、特定協定事業者との相互接続の場合（当社が別に定める特定協定事業者又は西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社に係るものに限り。）には、その専用回線と特定協定事業者の専用回線の終端（特定協定事業者に係る相互接続点におけるものを除きます。以下この欄で同じとします。）又は特定協定事業者の専用回線の終端相互に対応する回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。</p>							
	<p>イ 超高速品目の高速デジタル伝送サービスの回線距離は、次のとおり測定します。</p> <p>(ア) 中継回線による場合の回線距離の測定</p> <table border="1" data-bbox="566 555 1420 958"> <tr> <td data-bbox="566 555 746 779">① 中継回線の部分</td> <td data-bbox="746 555 1420 779">その中継回線の双方の終端（特定協定事業者との相互接続の場合には、その中継回線及び特定協定事業者の中継回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）とします。）の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 779 746 958">② 端末回線の部分</td> <td data-bbox="746 779 1420 958">その端末回線が収容される専用取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に、500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。</td> </tr> </table> <p>(イ) 端末回線のみによる場合の回線距離の測定</p> <p>その端末回線が収容されている専用取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に、500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。ただし、局相互間を端末回線として利用した場合には、実際に経由する局間の直線距離（3以上の局を経由する場合は各局間距離を合計します。）を上記に加えて測定します。</p> <p>(ウ) 接続専用回線（当社が別に定める特定協定事業者との相互接続によるもの及び相互接続において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）による場合の回線距離の測定</p> <table border="1" data-bbox="566 1326 1420 1720"> <tr> <td data-bbox="566 1326 746 1550">① 端末回線の部分</td> <td data-bbox="746 1326 1420 1550">その端末回線が収容される専用取扱局とその専用回線の終端との間の直線距離（500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）により測定します。ただし、局相互間を経由する局間の直線距離（3以上の局を経由する場合は各局間距離を合計します。）を上記に加えて測定します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 1550 746 1720">② 接続回線の部分</td> <td data-bbox="746 1550 1420 1720">その接続回線が収容される専用取扱局と相互接続点との間の直線距離（500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）により測定します。</td> </tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。</li> <li>回線距離測定局は、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。</li> </ol>	① 中継回線の部分	その中継回線の双方の終端（特定協定事業者との相互接続の場合には、その中継回線及び特定協定事業者の中継回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）とします。）の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。	② 端末回線の部分	その端末回線が収容される専用取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に、500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。	① 端末回線の部分	その端末回線が収容される専用取扱局とその専用回線の終端との間の直線距離（500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）により測定します。ただし、局相互間を経由する局間の直線距離（3以上の局を経由する場合は各局間距離を合計します。）を上記に加えて測定します。	② 接続回線の部分
① 中継回線の部分	その中継回線の双方の終端（特定協定事業者との相互接続の場合には、その中継回線及び特定協定事業者の中継回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）とします。）の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。							
② 端末回線の部分	その端末回線が収容される専用取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に、500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。							
① 端末回線の部分	その端末回線が収容される専用取扱局とその専用回線の終端との間の直線距離（500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）により測定します。ただし、局相互間を経由する局間の直線距離（3以上の局を経由する場合は各局間距離を合計します。）を上記に加えて測定します。							
② 接続回線の部分	その接続回線が収容される専用取扱局と相互接続点との間の直線距離（500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）により測定します。							

<p>(4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 高速デジタル伝送サービスについては、短期専用契約に係るもの、異経路によるもの及び長期継続利用割引の適用によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第 85 条（料金の支払義務）及び料金表の通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、分岐回線専用料（分岐料を含みます。）、加算額及び付加専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内にサービスの品目若しくはサービスクラスによる区別の変更、分岐回線の廃止若しくは移転又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目若しくはサービスクラスによる区別の変更又は分岐回線の廃止と同時にその専用回線の設置場所において専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p> <p>オ イ、ウ及びエの規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金（特定協定事業者が料金を設定するものに限り。）の取扱いのものについて、最低利用期間内に利用休止又は専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。</p>											
<p>(5) Y インタフェースに係る専用回線に関する料金の適用</p>	<p>その専用回線が Y インタフェースによる場合、Y インタフェースに係る基本回線専用料を適用します。</p> <p>ただし、その専用回線が接続専用回線の場合は、この限りではありません。</p>											
<p>(6) 同一の県内に終始する専用回線に関する料金の適用</p>	<p>当社は、接続専用回線（西日本電信電話株式会社に係るもの及び相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）以外の専用回線（高速品目に限ります。）について、その専用回線が同一の県内に終始する場合の専用回線を別に提供します。</p>											
<p>(7) 特定協定事業者との相互接続に係る料金の適用</p>	<p>Y インタフェース並びに 1.5Mb/s の品目であってエコノミークラス及びシンプルクラスのもののうち特定協定事業者に係る料金（KDD I 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限り。）の一部については、当社が定めるものとし、引込線 1 回線ごとに次の額とします。</p> <table border="1" data-bbox="568 1451 1439 1608"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">料 金 額（月額）（税込価格）</th> </tr> <tr> <th>専用契約</th> <th>短期専用契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メタル配線によるもの</td> <td>60 円（66 円）</td> <td>90 円（99 円）</td> </tr> <tr> <td>光配線によるもの</td> <td>2,000 円（2,200 円）</td> <td>3,000 円（3,300 円）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額（月額）（税込価格）		専用契約	短期専用契約	メタル配線によるもの	60 円（66 円）	90 円（99 円）	光配線によるもの	2,000 円（2,200 円）	3,000 円（3,300 円）
区 分	料 金 額（月額）（税込価格）											
	専用契約	短期専用契約										
メタル配線によるもの	60 円（66 円）	90 円（99 円）										
光配線によるもの	2,000 円（2,200 円）	3,000 円（3,300 円）										
<p>(8) 学校に限定した基本回線専用料の割引の適用</p>	<p>当社は、料金表別表 2 に規定するところにより学校に限定した基本回線専用料の割引を適用します。</p>											

(9) 多重アクセスを利用している場合の料金の適用

ア 多重アクセスには、次の伝送速度の区分があります。

伝送速度の区分	内 容
1. 5Mb/s	1. 536Mbit/s までの多重化が可能なもの
6Mb/s	6. 144Mbit/s までの多重化が可能なもの
備考 当社は、Yインタフェースのもの、超高速品目のもの、エコノミークラス及びシンプルクラスのもの以外の専用回線について、1の多重アクセスを利用する専用回線の品目の伝送速度の合計が192kb/s以上となる場合に限り多重アクセスを提供します。	

イ 多重アクセスを利用している場合の専用回線の料金は、2の(1)の額から2の(4)に規定する多重アクセスを利用している場合の減算額を減額し、同一の多重アクセスを利用する専用回線（同一の多重アクセスを利用するすべての専用回線が 128kb/s 以下のものであるときは、64kb/s 又は 128kb/s のものとします。）のうち1の専用回線（特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が料金を設定する場合を含みます。）について、次表の額を加算して適用します。ただし、特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が多重アクセスを行う場合、その区間における加算額は、特定協定事業者の料金表の規定に準ずるものとします。

品 目	料 金 額 (月額) (税込価格)	
	専用契約	短期専用契約
64kb/s 又は 128kb/s	2,400 円 (2,640 円)	3,600 円 (3,960 円)
その他の品目	18,000 円 (19,800 円)	27,000 円 (29,700 円)

ウ 多重アクセスを利用している場合の専用回線の区域外線路に係る加算額は、同一の多重アクセスを利用する専用回線について、1の専用回線を除く他の専用回線については支払いを要しません。

エ 多重アクセスを利用している場合の回線接続装置専用料は、その専用回線の多重アクセスの伝送速度に対応した回線接続装置専用料を適用します。

(10) 特定協定事業者との相互接続に係る料金額の設定

特定協定事業者との相互接続に係る料金額は、当社及び特定協定事業者の専用サービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、次に定める額とします。

ア 当社が別に定める特定協定事業者との接続に係るもの

2 (料金額) の(1)のAの(1-1)の②の(b)、(1-2)の②の(b) (加算料の中継回線の部分に限ります。)に規定する額及び特定協定事業者の高速デジタル伝送サービスに係る料金表の規定を準用した額 (相互接続協定に基づく加算額等に限ります。ただし、専用回線に関する料金の減額を除きます。) とします。

この場合における回線距離の測定については、この表の(3)のア及びイの(7)に準ずるものとします。

イ 西日本電信電話株式会社との接続に係るもの

2 (料金額) の(1)のAの(1-1)の②の(c)に規定する額とします。

この場合における回線距離の測定については、この表の(3)のアに準ずるものとします。

(11) 長期継続利用に係る基本回線専用料の適用

ア 当社は、専用契約者（短期専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本回線専用料、分岐回線専用料及び加算額のうち配線設備専用料（以下この欄において「基本回線専用料」といいます。）については、2の(1)及び(2)の額（この表の(10)欄まで及び同表の(13)欄の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額した額を適用します。

この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれかを1つを選択していただきます。

種 類	継続して利用する期間	基本回線専用料の減額（月額）
(ア) 3年利用	3年間	2の(1)及び(2)の額に0.07を乗じて得た額
(イ) 6年利用	6年間	2の(1)及び(2)の額に0.11を乗じて得た額

イ 長期継続利用に係る基本回線専用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る基本回線専用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間も含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、当該専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出てください。

カ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本回線専用料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

	<p>ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に分岐回線の廃止、専用サービスの品目、サービスクラス等の変更若しくは専用回線の移転により当該専用契約に係る基本回線専用料が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれに次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常の専用契約の総支払額を下回る場合は、通常の専用契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="568 461 1434 804"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 461 858 501">区 分</th> <th data-bbox="858 461 1434 501">支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 501 858 692">(ア) 分岐回線の廃止等により基本回線専用料が減少した場合</td> <td data-bbox="858 501 1434 692">残余の期間に対応する基本回線専用料の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本回線専用料から減少後の長期継続利用適用後の基本回線専用料を控除して得た額をいいます。）に 0.35 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 692 858 804">(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td data-bbox="858 692 1434 804">残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本回線専用料に 0.35 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支払いを要する額	(ア) 分岐回線の廃止等により基本回線専用料が減少した場合	残余の期間に対応する基本回線専用料の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本回線専用料から減少後の長期継続利用適用後の基本回線専用料を控除して得た額をいいます。）に 0.35 を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本回線専用料に 0.35 を乗じて得た額
区 分	支払いを要する額						
(ア) 分岐回線の廃止等により基本回線専用料が減少した場合	残余の期間に対応する基本回線専用料の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本回線専用料から減少後の長期継続利用適用後の基本回線専用料を控除して得た額をいいます。）に 0.35 を乗じて得た額						
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本回線専用料に 0.35 を乗じて得た額						
(12) 回線終端装置に係る料金の適用	当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。						
(13) 配線設備の加算額の適用	<p>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します（特定協定事業者（KDD I 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係るものに限ります。）が料金を設定しているもの又は当社が別に定める特定協定事業者に係るものに限ります。）。</p> <p>ア 専用回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットからの他のジャック又はローゼットまでの配線</p>						
(14) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、高速品目（Yインタフェースに係るもの、エコノミークラス並びにシンプルクラスに係るものを除きます。以下(15)欄まで同じとします。）及び超高速品目に係る専用回線（接続専用回線については、当社が別に定める特定協定事業者に係るもの以外のものを除きます。以下(15)欄まで同じとします。）の専用契約者（短期専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下(15)欄まで同じとします。）の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第96条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>この場合の料金の取扱いについては、当社は第85条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。</p> <p>(ア) 第78条（接続専用回線の接続休止）の規定により接続休止としたとき。</p>						

(イ) 第 80 条 (利用中止) 第 1 項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。

イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における 2 (料金額) に規定する料金 (この表の(7) 欄を除く(1) 欄から(13) 欄までの適用による場合は適用した後の額とします。) の合計額 (以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。) に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
1 時間以上 2 時間未満	1 0 %
2 時間以上 4 時間未満	2 0 %
4 時間以上 6 時間未満	3 0 %
6 時間以上 8 時間未満	4 0 %
8 時間以上 7 2 時間未満	5 0 %
7 2 時間以上	1 0 0 %

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア) 又は(イ) の規定により算出した料金額 (以下「故障回復時間返還上限額」といいます。) を上限として返還します。

(ア) (イ) 以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る 2 (料金額) に規定する料金 (故障回復時間返還基準額に係るもの (その暦月において料金表通則の 3 の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の 3 及び 4 の規定に基づき算出した額とします。)) の額 (第 85 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の 6 の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア) の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が 1 の暦月 (ウの(イ) の規定に該当する場合は、その規定に係る 2 の暦月とします。以下この欄において同じとします。) において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(15) 欄の規定による料金の返還を 1 の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(15) 欄の規定に定めるところによります。

<p>(15) サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、第13条（専用申込の承諾）の規定により高速品目又は超高速品目に係る専用契約の申込の承諾をした場合において、当社とその専用契約者とがその専用回線の提供の開始を合意した日（以下この欄において「開通予定日」といいます。）に、その専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その専用契約に係る料金（以下この欄において「開通遅延期間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>イ アに規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における2（料金額）に規定する料金（この表の(7)欄を除く(1)欄から(13)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「開通遅延期間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <table border="1" data-bbox="571 703 1436 1093"> <thead> <tr> <th>開通遅延日数</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2日以上15日未満</td> <td>開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に1日を超える1日ごとに1%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>15日</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>16日以上28日未満</td> <td>開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に15日を超える1日ごとに2%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>28日以上</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、イの規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「開通遅延期間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 その専用回線の提供を開始した日を含む暦月に係る2（料金額）に規定する料金（開通遅延期間返還基準額に係るもの（料金表通則の3の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。））の額（第85条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の6の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p> <p>(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合 その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還とこの表の(14)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時間返還料金額及び開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	開通遅延日数	料金返還率	1日	10%	2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に1日を超える1日ごとに1%を加算した率	15日	25%	16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に15日を超える1日ごとに2%を加算した率	28日以上	50%
開通遅延日数	料金返還率												
1日	10%												
2日以上15日未満	開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に1日を超える1日ごとに1%を加算した率												
15日	25%												
16日以上28日未満	開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に15日を超える1日ごとに2%を加算した率												
28日以上	50%												
<p>(16) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用</p>	<p>回線距離測定局の変更があった場合、収容区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が加入区域外にある場合、短期専用契約の場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合及び当社が提供する特別な電気通信設備を利用している場合の料金の適用については、アナログ伝送サービス等に準ずるものとします。</p>												

## 2 料金額

### (1) 基本回線専用料

#### A. 専用契約に係るもの（短期専用契約以外のもの）

##### (1-1) 高速品目

##### ① その専用回線が接続専用回線以外のもの

##### a. Yインタフェース以外のもの

##### (a) その専用回線が同一県内に終始しないもの

ア 64kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料 金 額 (月額) (税込価格)				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ1	タイプ2	タイプ1	タイプ2
回 線 距 離	15kmまでのもの	60,000円 (66,000円)	26,000円 (28,600円)	28,000円 (30,800円)	その専用回線を64kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "	71,000円 (78,100円)	40,000円 (44,000円)	42,000円 (46,200円)		
	40 "	74,000円 (81,400円)	40,000円 (44,000円)	44,000円 (48,400円)		
	50 "	76,000円 (83,600円)	41,000円 (45,100円)	45,000円 (49,500円)	40,000円 (44,000円)	44,000円 (48,400円)
	60 "	77,000円 (84,700円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)	41,000円 (45,100円)	45,000円 (49,500円)
	70 "	78,000円 (85,800円)	45,000円 (49,500円)	49,000円 (53,900円)	42,000円 (46,200円)	46,000円 (50,600円)
	80 "	79,000円 (86,900円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)	42,000円 (46,200円)	46,000円 (50,600円)
	90 "	80,000円 (88,000円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)
	100 "	81,000円 (89,100円)	47,000円 (51,700円)	51,000円 (56,100円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)
	120 "	83,000円 (91,300円)	48,000円 (52,800円)	52,000円 (57,200円)	44,000円 (48,400円)	48,000円 (52,800円)
	140 "	85,000円 (93,500円)	50,000円 (55,000円)	54,000円 (59,400円)	45,000円 (49,500円)	49,000円 (53,900円)
	160 "	87,000円 (95,700円)	51,000円 (56,100円)	55,000円 (60,500円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)
	180 "	89,000円 (97,900円)	52,000円 (57,200円)	56,000円 (61,600円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)
	180kmを超えるもの	90,000円 (99,000円)	54,000円 (59,400円)	58,000円 (63,800円)	47,000円 (51,700円)	51,000円 (56,100円)

距離区分		料 金 額 (月額) (税込価格)				
		通常クラス のもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ1	タイプ2	タイプ1	タイプ2
回 線 距 離	15kmまでのもの	63,000円 (69,300円)	35,000円 (38,500円)	37,000円 (40,700円)	その専用回線を128kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "	97,000円 (106,700円)	53,000円 (58,300円)	55,000円 (60,500円)		
	40 "	111,000円 (122,100円)	66,000円 (72,600円)	70,000円 (77,000円)	65,000円 (71,500円)	69,000円 (75,900円)
	50 "	116,000円 (127,600円)	69,000円 (75,900円)	73,000円 (80,300円)	67,000円 (73,700円)	71,000円 (78,100円)
	60 "	120,000円 (132,000円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)	70,000円 (77,000円)	74,000円 (81,400円)
	70 "	124,000円 (136,400円)	76,000円 (83,600円)	80,000円 (88,000円)	71,000円 (78,100円)	75,000円 (82,500円)
	80 "	126,000円 (138,600円)	78,000円 (85,800円)	82,000円 (90,200円)	72,000円 (79,200円)	76,000円 (83,600円)
	90 "	128,000円 (140,800円)	79,000円 (86,900円)	83,000円 (91,300円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)
	100 "	130,000円 (143,000円)	81,000円 (89,100円)	85,000円 (93,500円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)
	120 "	134,000円 (147,400円)	84,000円 (92,400円)	88,000円 (96,800円)	75,000円 (82,500円)	79,000円 (86,900円)
	140 "	138,000円 (151,800円)	87,000円 (95,700円)	91,000円 (100,100円)	76,000円 (83,600円)	80,000円 (88,000円)
	160 "	142,000円 (156,200円)	89,000円 (97,900円)	93,000円 (102,300円)	78,000円 (85,800円)	82,000円 (90,200円)
	180 "	145,000円 (159,500円)	92,000円 (101,200円)	96,000円 (105,600円)	79,000円 (86,900円)	83,000円 (91,300円)
	180kmを超えるもの	147,000円 (161,700円)	95,000円 (104,500円)	99,000円 (108,900円)	81,000円 (89,100円)	85,000円 (93,500円)

ウ 192kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	130,000円(143,000円)
	30 "	200,000円(220,000円)
	40 "	245,000円(269,500円)
	50 "	260,000円(286,000円)
	60 "	285,000円(313,500円)
	70 "	305,000円(335,500円)
	80 "	315,000円(346,500円)
	90 "	325,000円(357,500円)
	100 "	335,000円(368,500円)
	120 "	345,000円(379,500円)
	140 "	350,000円(385,000円)
	160 "	355,000円(390,500円)
	180 "	360,000円(396,000円)
	180kmを超えるもの	365,000円(401,500円)

エ 256kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	145,000円(159,500円)
	30 "	230,000円(253,000円)
	40 "	280,000円(308,000円)
	50 "	295,000円(324,500円)
	60 "	320,000円(352,000円)
	70 "	335,000円(368,500円)
	80 "	342,000円(376,200円)
	90 "	349,000円(383,900円)
	100 "	362,000円(398,200円)
	120 "	370,000円(407,000円)
	140 "	380,000円(418,000円)
	160 "	388,000円(426,800円)
	180 "	395,000円(434,500円)
	180kmを超えるもの	402,000円(442,200円)

オ 384kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	165,000円(181,500円)
	30 "	290,000円(319,000円)
	40 "	340,000円(374,000円)
	50 "	355,000円(390,500円)
	60 "	380,000円(418,000円)
	70 "	390,000円(429,000円)
	80 "	400,000円(440,000円)
	90 "	410,000円(451,000円)
	100 "	420,000円(462,000円)
	120 "	430,000円(473,000円)
	140 "	440,000円(484,000円)
	160 "	450,000円(495,000円)
	180 "	460,000円(506,000円)
	180kmを超えるもの	470,000円(517,000円)

カ 512kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	180,000円(198,000円)
	30 "	330,000円(363,000円)
	40 "	380,000円(418,000円)
	50 "	400,000円(440,000円)
	60 "	425,000円(467,500円)
	70 "	440,000円(484,000円)
	80 "	455,000円(500,500円)
	90 "	470,000円(517,000円)
	100 "	480,000円(528,000円)
	120 "	495,000円(544,500円)
	140 "	510,000円(561,000円)
	160 "	520,000円(572,000円)
	180 "	530,000円(583,000円)
	180kmを超えるもの	540,000円(594,000円)

キ 768kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	210,000円(231,000円)
	30 "	390,000円(429,000円)
	40 "	440,000円(484,000円)
	50 "	480,000円(528,000円)
	60 "	520,000円(572,000円)
	70 "	540,000円(594,000円)
	80 "	560,000円(616,000円)
	90 "	575,000円(632,500円)
	100 "	590,000円(649,000円)
	120 "	610,000円(671,000円)
	140 "	630,000円(693,000円)
	160 "	650,000円(715,000円)
	180 "	670,000円(737,000円)
	180kmを超えるもの	690,000円(759,000円)

ク 1Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	240,000円(264,000円)
	30 "	440,000円(484,000円)
	40 "	514,000円(565,400円)
	50 "	529,000円(581,900円)
	60 "	562,000円(618,200円)
	70 "	591,000円(650,100円)
	80 "	615,000円(676,500円)
	90 "	630,000円(693,000円)
	100 "	645,000円(709,500円)
	120 "	670,000円(737,000円)
	140 "	695,000円(764,500円)
	160 "	717,000円(788,700円)
	180 "	741,000円(815,100円)
	180kmを超えるもの	766,000円(842,600円)

ケ 1. 5Mb/s

専用回線 1 回線ごとに

距離区分		料 金 額 (月額) (税込価格)				
		通常クラス のもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ1	タイプ2	タイプ1	タイプ2
回 線 距 離	15kmまでのもの	285,000円 (313,500円)	145,000円 (159,500円)	152,000円 (167,200円)	その専用回線を1.5Mb/sのエ コノミークラスの専用回線と みなした場合に適用される基 本回線専用料と同額	
	30 "	479,000円 (526,900円)	335,000円 (368,500円)	342,000円 (376,200円)		
	40 "	537,000円 (590,700円)	340,000円 (374,000円)	354,000円 (389,400円)	336,000円 (369,600円)	350,000円 (385,000円)
	50 "	563,000円 (619,300円)	364,000円 (400,400円)	378,000円 (415,800円)	359,000円 (394,900円)	373,000円 (410,300円)
	60 "	607,000円 (667,700円)	435,000円 (478,500円)	449,000円 (493,900円)	421,000円 (463,100円)	435,000円 (478,500円)
	70 "	637,000円 (700,700円)	473,000円 (520,300円)	487,000円 (535,700円)	431,000円 (474,100円)	445,000円 (489,500円)
	80 "	653,000円 (718,300円)	496,000円 (545,600円)	510,000円 (561,000円)	439,000円 (482,900円)	453,000円 (498,300円)
	90 "	669,000円 (735,900円)	516,000円 (567,600円)	530,000円 (583,000円)	447,000円 (491,700円)	461,000円 (507,100円)
	100 "	685,000円 (753,500円)	530,000円 (583,000円)	544,000円 (598,400円)	455,000円 (500,500円)	469,000円 (515,900円)
	120 "	714,000円 (785,400円)	558,000円 (613,800円)	572,000円 (629,200円)	470,000円 (517,000円)	484,000円 (532,400円)
	140 "	741,000円 (815,100円)	586,000円 (644,600円)	600,000円 (660,000円)	486,000円 (534,600円)	500,000円 (550,000円)
	160 "	767,000円 (843,700円)	615,000円 (676,500円)	629,000円 (691,900円)	501,000円 (551,100円)	515,000円 (566,500円)
	180 "	806,000円 (886,600円)	641,000円 (705,100円)	655,000円 (720,500円)	520,000円 (572,000円)	534,000円 (587,400円)
	180kmを超えるもの	845,000円 (929,500円)	666,000円 (732,600円)	680,000円 (748,000円)	538,000円 (591,800円)	552,000円 (607,200円)

コ 3Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	450,000円 (495,000円)
	30 "	940,000円 (1,034,000円)
	40 "	1,080,000円 (1,188,000円)
	50 "	1,200,000円 (1,320,000円)
	60 "	1,300,000円 (1,430,000円)
	70 "	1,360,000円 (1,496,000円)
	80 "	1,400,000円 (1,540,000円)
	90 "	1,450,000円 (1,595,000円)
	100 "	1,490,000円 (1,639,000円)
	120 "	1,570,000円 (1,727,000円)
	140 "	1,620,000円 (1,782,000円)
	160 "	1,660,000円 (1,826,000円)
	180 "	1,700,000円 (1,870,000円)
	180kmを超えるもの	1,760,000円 (1,936,000円)

サ 4.5Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	510,000円 (561,000円)
	30 "	1,130,000円 (1,243,000円)
	40 "	1,350,000円 (1,485,000円)
	50 "	1,500,000円 (1,650,000円)
	60 "	1,650,000円 (1,815,000円)
	70 "	1,740,000円 (1,914,000円)
	80 "	1,820,000円 (2,002,000円)
	90 "	1,890,000円 (2,079,000円)
	100 "	1,950,000円 (2,145,000円)
	120 "	2,040,000円 (2,244,000円)
	140 "	2,140,000円 (2,354,000円)
	160 "	2,210,000円 (2,431,000円)
	180 "	2,280,000円 (2,508,000円)
	180kmを超えるもの	2,390,000円 (2,629,000円)

シ 6Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	620,000円 (682,000円)
	30 "	1,320,000円 (1,452,000円)
	40 "	1,650,000円 (1,815,000円)
	50 "	1,850,000円 (2,035,000円)
	60 "	2,010,000円 (2,211,000円)
	70 "	2,120,000円 (2,332,000円)
	80 "	2,210,000円 (2,431,000円)
	90 "	2,300,000円 (2,530,000円)
	100 "	2,370,000円 (2,607,000円)
	120 "	2,500,000円 (2,750,000円)
	140 "	2,620,000円 (2,882,000円)
	160 "	2,710,000円 (2,981,000円)
	180 "	2,800,000円 (3,080,000円)
	180kmを超えるもの	2,930,000円 (3,223,000円)

(b) その専用回線が同一県内に終始するもの

ア 64kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額) (税込価格)				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ1	タイプ2	タイプ1	タイプ2
回線距離	15kmまでのもの	60,000円 (66,000円)	26,000円 (28,600円)	28,000円 (30,800円)	その専用回線を64kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "	85,000円 (93,500円)	40,000円 (44,000円)	42,000円 (46,200円)		
	40 "	103,000円 (113,300円)	40,000円 (44,000円)	44,000円 (48,400円)	40,000円 (44,000円)	44,000円 (48,400円)
	50 "	107,000円 (117,700円)	41,000円 (45,100円)	45,000円 (49,500円)	40,000円 (44,000円)	44,000円 (48,400円)
	60 "	111,000円 (122,100円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)	41,000円 (45,100円)	45,000円 (49,500円)
	70 "	114,000円 (125,400円)	45,000円 (49,500円)	49,000円 (53,900円)	42,000円 (46,200円)	46,000円 (50,600円)
	80 "	116,000円 (127,600円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)	42,000円 (46,200円)	46,000円 (50,600円)
	90 "	120,000円 (132,000円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)
	90kmを超えるもの	122,000円 (134,200円)	47,000円 (51,700円)	51,000円 (56,100円)	43,000円 (47,300円)	47,000円 (51,700円)

イ 128kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額) (税込価格)				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ1	タイプ2	タイプ1	タイプ2
回線距離	15kmまでのもの	63,000円 (69,300円)	35,000円 (38,500円)	37,000円 (40,700円)	その専用回線を128kb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "	110,000円 (121,000円)	53,000円 (58,300円)	55,000円 (60,500円)		
	40 "	122,000円 (134,200円)	66,000円 (72,600円)	70,000円 (77,000円)	65,000円 (71,500円)	69,000円 (75,900円)
	50 "	129,000円 (141,900円)	69,000円 (75,900円)	73,000円 (80,300円)	67,000円 (73,700円)	71,000円 (78,100円)
	60 "	134,000円 (147,400円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)	70,000円 (77,000円)	74,000円 (81,400円)
	70 "	139,000円 (152,900円)	76,000円 (83,600円)	80,000円 (88,000円)	71,000円 (78,100円)	75,000円 (82,500円)
	80 "	142,000円 (156,200円)	78,000円 (85,800円)	82,000円 (90,200円)	72,000円 (79,200円)	76,000円 (83,600円)
	90 "	146,000円 (160,600円)	79,000円 (86,900円)	83,000円 (91,300円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)
	90kmを超えるもの	150,000円 (165,000円)	81,000円 (89,100円)	85,000円 (93,500円)	73,000円 (80,300円)	77,000円 (84,700円)

ウ 192kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	130,000円 (143,000円)
	30 "	200,000円 (220,000円)
	40 "	233,000円 (256,300円)
	50 "	247,000円 (271,700円)
	60 "	271,000円 (298,100円)
	70 "	291,000円 (320,100円)
	80 "	302,000円 (332,200円)
	90 "	312,000円 (343,200円)
	90kmを超えるもの	320,000円 (352,000円)

エ 256kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	145,000円 (159,500円)
	30 "	230,000円 (253,000円)
	40 "	280,000円 (308,000円)
	50 "	295,000円 (324,500円)
	60 "	320,000円 (352,000円)
	70 "	335,000円 (368,500円)
	80 "	342,000円 (376,200円)
	90 "	349,000円 (383,900円)
	90kmを超えるもの	362,000円 (398,200円)

オ 384kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	165,000円 (181,500円)
	30 "	290,000円 (319,000円)
	40 "	340,000円 (374,000円)
	50 "	355,000円 (390,500円)
	60 "	380,000円 (418,000円)
	70 "	390,000円 (429,000円)
	80 "	400,000円 (440,000円)
	90 "	410,000円 (451,000円)
	90kmを超えるもの	420,000円 (462,000円)

カ 512kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	180,000円 (198,000円)
	30 "	330,000円 (363,000円)
	40 "	380,000円 (418,000円)
	50 "	400,000円 (440,000円)
	60 "	425,000円 (467,500円)
	70 "	440,000円 (484,000円)
	80 "	455,000円 (500,500円)
	90 "	470,000円 (517,000円)
	90kmを超えるもの	480,000円 (528,000円)

キ 768kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	210,000円 (231,000円)
	30 "	390,000円 (429,000円)
	40 "	440,000円 (484,000円)
	50 "	480,000円 (528,000円)
	60 "	520,000円 (572,000円)
	70 "	540,000円 (594,000円)
	80 "	555,000円 (610,500円)
	90 "	570,000円 (627,000円)
	90kmを超えるもの	580,000円 (638,000円)

ク 1Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	240,000円 (264,000円)
	30 "	440,000円 (484,000円)
	40 "	520,000円 (572,000円)
	50 "	570,000円 (627,000円)
	60 "	610,000円 (671,000円)
	70 "	635,000円 (698,500円)
	80 "	660,000円 (726,000円)
	90 "	680,000円 (748,000円)
	90kmを超えるもの	700,000円 (770,000円)

ケ 1.5Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ1	タイプ2	タイプ1	タイプ2
回線距離	15kmまでのもの	285,000円 (313,500円)	138,000円 (151,800円)	145,000円 (159,500円)	その専用回線を1.5Mb/sのエコノミークラスの専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "	530,000円 (583,000円)	302,000円 (332,200円)	316,000円 (347,600円)		
	40 "	630,000円 (693,000円)	309,000円 (339,900円)	323,000円 (355,300円)		
	50 "	700,000円 (770,000円)	331,000円 (364,100円)	345,000円 (379,500円)	326,000円 (358,600円)	340,000円 (374,000円)
	60 "	740,000円 (814,000円)	352,000円 (387,200円)	366,000円 (402,600円)	347,000円 (381,700円)	361,000円 (397,100円)
	70 "	780,000円 (858,000円)	374,000円 (411,400円)	388,000円 (426,800円)	369,000円 (405,900円)	383,000円 (421,300円)
	80 "	810,000円 (891,000円)	396,000円 (435,600円)	410,000円 (451,000円)	391,000円 (430,100円)	405,000円 (445,500円)
	90 "	840,000円 (924,000円)	417,000円 (458,700円)	431,000円 (474,100円)	412,000円 (453,200円)	426,000円 (468,600円)
	90kmを超えるもの	865,000円 (951,500円)	438,000円 (481,800円)	452,000円 (497,200円)	433,000円 (476,300円)	447,000円 (491,700円)

コ 3Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	450,000円 (495,000円)
	30 "	940,000円 (1,034,000円)
	40 "	1,080,000円 (1,188,000円)
	50 "	1,200,000円 (1,320,000円)
	60 "	1,300,000円 (1,430,000円)
	70 "	1,360,000円 (1,496,000円)
	80 "	1,400,000円 (1,540,000円)
	90 "	1,450,000円 (1,595,000円)
	90kmを超えるもの	1,490,000円 (1,639,000円)

サ 4.5Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	510,000円 (561,000円)
	30 "	1,130,000円 (1,243,000円)
	40 "	1,350,000円 (1,485,000円)
	50 "	1,500,000円 (1,650,000円)
	60 "	1,610,000円 (1,771,000円)
	70 "	1,690,000円 (1,859,000円)
	80 "	1,770,000円 (1,947,000円)
	90 "	1,830,000円 (2,013,000円)
	90kmを超えるもの	1,900,000円 (2,090,000円)

シ 6Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	620,000円 (682,000円)
	30 "	1,320,000円 (1,452,000円)
	40 "	1,650,000円 (1,815,000円)
	50 "	1,850,000円 (2,035,000円)
	60 "	2,010,000円 (2,211,000円)
	70 "	2,120,000円 (2,332,000円)
	80 "	2,210,000円 (2,431,000円)
	90 "	2,300,000円 (2,530,000円)
	90kmを超えるもの	2,370,000円 (2,607,000円)

b. Yインタフェースのもの

ア 64kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)	
		右欄以外るとき	その専用回線が同一県内に終始するもの
回線距離	15kmまでのもの	60,000円 (66,000円)	60,000円 (66,000円)
	30 "	85,000円 (93,500円)	85,000円 (93,500円)
	40 "	103,000円 (113,300円)	103,000円 (113,300円)
	50 "	107,000円 (117,700円)	107,000円 (117,700円)
	60 "	111,000円 (122,100円)	111,000円 (122,100円)
	70 "	114,000円 (125,400円)	114,000円 (125,400円)
	80 "	116,000円 (127,600円)	116,000円 (127,600円)
	90 "	120,000円 (132,000円)	120,000円 (132,000円)
	100 "	122,000円 (134,200円)	122,000円 (134,200円)
	120 "	125,000円 (137,500円)	125,000円 (137,500円)
	140 "	127,000円 (139,700円)	127,000円 (139,700円)
	160 "	129,000円 (141,900円)	129,000円 (141,900円)
	180 "	131,000円 (144,100円)	
	180kmを超えるもの	133,000円 (146,300円)	

イ 192kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)	
		右欄以外るとき	その専用回線が同一県内に終始するもの
回線距離	15kmまでのもの	130,000円 (143,000円)	130,000円 (143,000円)
	30 "	200,000円 (220,000円)	200,000円 (220,000円)
	40 "	245,000円 (269,500円)	245,000円 (269,500円)
	50 "	260,000円 (286,000円)	260,000円 (286,000円)
	60 "	285,000円 (313,500円)	285,000円 (313,500円)
	70 "	305,000円 (335,500円)	305,000円 (335,500円)
	80 "	315,000円 (346,500円)	315,000円 (346,500円)
	90 "	325,000円 (357,500円)	325,000円 (357,500円)
	100 "	335,000円 (368,500円)	335,000円 (368,500円)
	120 "	345,000円 (379,500円)	345,000円 (379,500円)
	140 "	350,000円 (385,000円)	350,000円 (385,000円)
	160 "	355,000円 (390,500円)	355,000円 (390,500円)
	180 "	360,000円 (396,000円)	
	180kmを超えるもの	365,000円 (401,500円)	

ウ 384kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)	
		右欄以外るとき	その専用回線が同一県内に終始するもの
回線距離	15kmまでのもの	165,000円 (181,500円)	165,000円 (181,500円)
	30 //	290,000円 (319,000円)	290,000円 (319,000円)
	40 //	340,000円 (374,000円)	340,000円 (374,000円)
	50 //	355,000円 (390,500円)	355,000円 (390,500円)
	60 //	380,000円 (418,000円)	380,000円 (418,000円)
	70 //	390,000円 (429,000円)	390,000円 (429,000円)
	80 //	400,000円 (440,000円)	400,000円 (440,000円)
	90 //	410,000円 (451,000円)	410,000円 (451,000円)
	100 //	420,000円 (462,000円)	420,000円 (462,000円)
	120 //	430,000円 (473,000円)	430,000円 (473,000円)
	140 //	440,000円 (484,000円)	440,000円 (484,000円)
	160 //	450,000円 (495,000円)	450,000円 (495,000円)
	180 //	460,000円 (506,000円)	
	180kmを超えるもの	470,000円 (517,000円)	

エ 768kb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)	
		右欄以外るとき	その専用回線が同一県内に終始するもの
回線距離	15kmまでのもの	210,000円 (231,000円)	210,000円 (231,000円)
	30 //	390,000円 (429,000円)	390,000円 (429,000円)
	40 //	440,000円 (484,000円)	440,000円 (484,000円)
	50 //	480,000円 (528,000円)	480,000円 (528,000円)
	60 //	520,000円 (572,000円)	520,000円 (572,000円)
	70 //	540,000円 (594,000円)	540,000円 (594,000円)
	80 //	560,000円 (616,000円)	560,000円 (616,000円)
	90 //	575,000円 (632,500円)	575,000円 (632,500円)
	100 //	590,000円 (649,000円)	590,000円 (649,000円)
	120 //	610,000円 (671,000円)	610,000円 (671,000円)
	140 //	630,000円 (693,000円)	630,000円 (693,000円)
	160 //	650,000円 (715,000円)	650,000円 (715,000円)
	180 //	670,000円 (737,000円)	
	180kmを超えるもの	690,000円 (759,000円)	

オ 1.5Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料 金 額 (月額) (税込価格)			
		右欄以外るとき		その専用回線が同一県内に終始するもの	
回 線 距 離	15kmまでのもの	285,000円	(313,500円)	285,000円	(313,500円)
	30 "	530,000円	(583,000円)	530,000円	(583,000円)
	40 "	630,000円	(693,000円)	630,000円	(693,000円)
	50 "	720,000円	(792,000円)	720,000円	(792,000円)
	60 "	770,000円	(847,000円)	770,000円	(847,000円)
	70 "	815,000円	(896,500円)	815,000円	(896,500円)
	80 "	850,000円	(935,000円)	850,000円	(935,000円)
	90 "	880,000円	(968,000円)	880,000円	(968,000円)
	100 "	905,000円	(995,500円)	905,000円	(995,500円)
	120 "	945,000円	(1,039,500円)	945,000円	(1,039,500円)
	140 "	985,000円	(1,083,500円)	985,000円	(1,083,500円)
	160 "	1,020,000円	(1,122,000円)	1,020,000円	(1,122,000円)
	180 "	1,055,000円	(1,160,500円)		
	180kmを超えるもの	1,085,000円	(1,193,500円)		

カ 3Mb/s

専用回線1回線ごとに

距離区分		料 金 額 (月額) (税込価格)			
		右欄以外るとき		その専用回線が同一県内に終始するもの	
回 線 距 離	15kmまでのもの	450,000円	(495,000円)	450,000円	(495,000円)
	30 "	940,000円	(1,034,000円)	940,000円	(1,034,000円)
	40 "	1,080,000円	(1,188,000円)	1,080,000円	(1,188,000円)
	50 "	1,200,000円	(1,320,000円)	1,200,000円	(1,320,000円)
	60 "	1,300,000円	(1,430,000円)	1,300,000円	(1,430,000円)
	70 "	1,360,000円	(1,496,000円)	1,360,000円	(1,496,000円)
	80 "	1,400,000円	(1,540,000円)	1,400,000円	(1,540,000円)
	90 "	1,450,000円	(1,595,000円)	1,450,000円	(1,595,000円)
	100 "	1,490,000円	(1,639,000円)	1,490,000円	(1,639,000円)
	120 "	1,570,000円	(1,727,000円)	1,570,000円	(1,727,000円)
	140 "	1,620,000円	(1,782,000円)	1,620,000円	(1,782,000円)
	160 "	1,660,000円	(1,826,000円)	1,660,000円	(1,826,000円)
	180 "	1,700,000円	(1,870,000円)		
	180kmを超えるもの	1,760,000円	(1,936,000円)		

キ 6Mb/s

専用回線 1回線ごとに

距離区分		料 金 額 (月額)		(税込価格)	
		右欄以外るとき		その専用回線が同一県内に終始するもの	
回 線 距 離	15kmまでのもの	620,000円	(682,000円)	620,000円	(682,000円)
	30 "	1,320,000円	(1,452,000円)	1,320,000円	(1,452,000円)
	40 "	1,650,000円	(1,815,000円)	1,650,000円	(1,815,000円)
	50 "	1,850,000円	(2,035,000円)	1,850,000円	(2,035,000円)
	60 "	2,010,000円	(2,211,000円)	2,010,000円	(2,211,000円)
	70 "	2,120,000円	(2,332,000円)	2,120,000円	(2,332,000円)
	80 "	2,210,000円	(2,431,000円)	2,210,000円	(2,431,000円)
	90 "	2,300,000円	(2,530,000円)	2,300,000円	(2,530,000円)
	100 "	2,370,000円	(2,607,000円)	2,370,000円	(2,607,000円)
	120 "	2,500,000円	(2,750,000円)	2,500,000円	(2,750,000円)
	140 "	2,620,000円	(2,882,000円)	2,620,000円	(2,882,000円)
	160 "	2,710,000円	(2,981,000円)	2,710,000円	(2,981,000円)
	180 "	2,800,000円	(3,080,000円)		
	180kmを超えるもの	2,930,000円	(3,223,000円)		

②その専用回線が接続専用回線のもの

(a) (b)及び(c)以外のもの

ア 64kb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料 金 額 (月額) (税込価格)				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ1	タイプ2	タイプ1	タイプ2
回 線 距 離	15kmまでのもの	29,000円 (31,900円)	18,000円 (19,800円)	20,000円 (22,000円)	その専用回線を64kb/sのエコノミークラスの接続専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "	53,000円 (58,300円)	26,000円 (28,600円)	28,000円 (30,800円)		
	40 "	71,000円 (78,100円)	26,000円 (28,600円)	30,000円 (33,000円)		
	50 "	75,000円 (82,500円)	27,000円 (29,700円)	31,000円 (34,100円)	26,000円 (28,600円)	30,000円 (33,000円)
	60 "	79,000円 (86,900円)	29,000円 (31,900円)	33,000円 (36,300円)	28,000円 (30,800円)	32,000円 (35,200円)
	70 "	82,000円 (90,200円)	30,000円 (33,000円)	34,000円 (37,400円)	29,000円 (31,900円)	33,000円 (36,300円)
	80 "	83,000円 (91,300円)	32,000円 (35,200円)	36,000円 (39,600円)	31,000円 (34,100円)	35,000円 (38,500円)
	90 "	88,000円 (96,800円)	34,000円 (37,400円)	38,000円 (41,800円)	33,000円 (36,300円)	37,000円 (40,700円)
	100 "	90,000円 (99,000円)	35,000円 (38,500円)	39,000円 (42,900円)	33,000円 (36,300円)	37,000円 (40,700円)
	120 "	92,000円 (101,200円)	38,000円 (41,800円)	42,000円 (46,200円)	36,000円 (39,600円)	40,000円 (44,000円)
	140 "	94,000円 (103,400円)	41,000円 (45,100円)	45,000円 (49,500円)	39,000円 (42,900円)	43,000円 (47,300円)
	160 "	97,000円 (106,700円)	44,000円 (48,400円)	48,000円 (52,800円)	42,000円 (46,200円)	46,000円 (50,600円)
	180 "	99,000円 (108,900円)	48,000円 (52,800円)	52,000円 (57,200円)	45,000円 (49,500円)	49,000円 (53,900円)
	180kmを超えるもの	100,000円 (110,000円)	51,000円 (56,100円)	55,000円 (60,500円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)

距離区分		料 金 額 (月額) (税込価格)				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ1	タイプ2	タイプ1	タイプ2
回 線 距 離	15kmまでのもの	32,000円 (35,200円)	29,000円 (31,900円)	31,000円 (34,100円)	その専用回線を128kb/sのエコノミークラスの接続専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "	78,000円 (85,800円)	43,000円 (47,300円)	45,000円 (49,500円)		
	40 "	90,000円 (99,000円)	46,000円 (50,600円)	50,000円 (55,000円)		
	50 "	97,000円 (106,700円)	49,000円 (53,900円)	53,000円 (58,300円)	47,000円 (51,700円)	51,000円 (56,100円)
	60 "	103,000円 (113,300円)	52,000円 (57,200円)	56,000円 (61,600円)	50,000円 (55,000円)	54,000円 (59,400円)
	70 "	107,000円 (117,700円)	56,000円 (61,600円)	60,000円 (66,000円)	54,000円 (59,400円)	58,000円 (63,800円)
	80 "	110,000円 (121,000円)	59,000円 (64,900円)	63,000円 (69,300円)	57,000円 (62,700円)	61,000円 (67,100円)
	90 "	115,000円 (126,500円)	62,000円 (68,200円)	66,000円 (72,600円)	60,000円 (66,000円)	64,000円 (70,400円)
	100 "	118,000円 (129,800円)	66,000円 (72,600円)	70,000円 (77,000円)	63,000円 (69,300円)	67,000円 (73,700円)
	120 "	123,000円 (135,300円)	71,000円 (78,100円)	75,000円 (82,500円)	67,000円 (73,700円)	71,000円 (78,100円)
	140 "	127,000円 (139,700円)	77,000円 (84,700円)	81,000円 (89,100円)	72,000円 (79,200円)	76,000円 (83,600円)
	160 "	131,000円 (144,100円)	84,000円 (92,400円)	88,000円 (96,800円)	76,000円 (83,600円)	80,000円 (88,000円)
	180 "	134,000円 (147,400円)	90,000円 (99,000円)	94,000円 (103,400円)	78,000円 (85,800円)	82,000円 (90,200円)
	180kmを超えるもの	138,000円 (151,800円)	94,000円 (103,400円)	98,000円 (107,800円)	80,000円 (88,000円)	84,000円 (92,400円)

ウ 192kb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	60,000円 (66,000円)
	30 "	110,000円 (121,000円)
	40 "	155,000円 (170,500円)
	50 "	169,000円 (185,900円)
	60 "	182,000円 (200,200円)
	70 "	186,000円 (204,600円)
	80 "	191,000円 (210,100円)
	90 "	195,000円 (214,500円)
	100 "	199,000円 (218,900円)
	120 "	206,000円 (226,600円)
	140 "	214,000円 (235,400円)
	160 "	223,000円 (245,300円)
	180 "	231,000円 (254,100円)
	180kmを超えるもの	239,000円 (262,900円)

オ 384kb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	80,000円 (88,000円)
	30 "	200,000円 (220,000円)
	40 "	212,000円 (233,200円)
	50 "	220,000円 (242,000円)
	60 "	229,000円 (251,900円)
	70 "	237,000円 (260,700円)
	80 "	245,000円 (269,500円)
	90 "	254,000円 (279,400円)
	100 "	262,000円 (288,200円)
	120 "	274,000円 (301,400円)
	140 "	291,000円 (320,100円)
	160 "	308,000円 (338,800円)
	180 "	324,000円 (356,400円)
	180kmを超えるもの	341,000円 (375,100円)

キ 768kb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	130,000円 (143,000円)
	30 "	265,000円 (291,500円)
	40 "	285,000円 (313,500円)
	50 "	301,000円 (331,100円)
	60 "	317,000円 (348,700円)
	70 "	333,000円 (366,300円)
	80 "	349,000円 (383,900円)
	90 "	365,000円 (401,500円)
	100 "	381,000円 (419,100円)
	120 "	405,000円 (445,500円)
	140 "	436,000円 (479,600円)
	160 "	468,000円 (514,800円)
	180 "	500,000円 (550,000円)
	180kmを超えるもの	532,000円 (585,200円)

エ 256kb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	69,000円 (75,900円)
	30 "	140,000円 (154,000円)
	40 "	187,000円 (205,700円)
	50 "	192,000円 (211,200円)
	60 "	198,000円 (217,800円)
	70 "	203,000円 (223,300円)
	80 "	209,000円 (229,900円)
	90 "	215,000円 (236,500円)
	100 "	220,000円 (242,000円)
	120 "	229,000円 (251,900円)
	140 "	240,000円 (264,000円)
	160 "	251,000円 (276,100円)
	180 "	262,000円 (288,200円)
	180kmを超えるもの	274,000円 (301,400円)

カ 512kb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	95,000円 (104,500円)
	30 "	223,000円 (245,300円)
	40 "	237,000円 (260,700円)
	50 "	248,000円 (272,800円)
	60 "	259,000円 (284,900円)
	70 "	270,000円 (297,000円)
	80 "	281,000円 (309,100円)
	90 "	292,000円 (321,200円)
	100 "	303,000円 (333,300円)
	120 "	319,000円 (350,900円)
	140 "	341,000円 (375,100円)
	160 "	363,000円 (399,300円)
	180 "	385,000円 (423,500円)
	180kmを超えるもの	406,000円 (446,600円)

ク 1Mb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	160,000円 (176,000円)
	30 "	319,000円 (350,900円)
	40 "	348,000円 (382,800円)
	50 "	371,000円 (408,100円)
	60 "	394,000円 (433,400円)
	70 "	417,000円 (458,700円)
	80 "	440,000円 (484,000円)
	90 "	463,000円 (509,300円)
	100 "	486,000円 (534,600円)
	120 "	521,000円 (573,100円)
	140 "	567,000円 (623,700円)
	160 "	613,000円 (674,300円)
	180 "	659,000円 (724,900円)
	180kmを超えるもの	705,000円 (775,500円)

ケ 1. 5Mb/s

接続専用回線 1回線ごとに

距離区分		料 金 額 (月額) (税込価格)				
		通常クラスのもの	エコノミークラスのもの		シンプルクラスのもの	
			タイプ1	タイプ2	タイプ1	タイプ2
回 線 距 離	15kmまでのもの	210,000円 (231,000円)	144,000円 (158,400円)	151,000円 (166,100円)	その専用回線を1.5Mb/sのエコノミークラスの接続専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	
	30 "	378,000円 (415,800円)	218,000円 (239,800円)	225,000円 (247,500円)		
	40 "	415,000円 (456,500円)	271,000円 (298,100円)	285,000円 (313,500円)		
	50 "	445,000円 (489,500円)	295,000円 (324,500円)	309,000円 (339,900円)	272,000円 (299,200円)	286,000円 (314,600円)
	60 "	474,000円 (521,400円)	319,000円 (350,900円)	333,000円 (366,300円)	283,000円 (311,300円)	297,000円 (326,700円)
	70 "	504,000円 (554,400円)	343,000円 (377,300円)	357,000円 (392,700円)	293,000円 (322,300円)	307,000円 (337,700円)
	80 "	535,000円 (588,500円)	360,000円 (396,000円)	374,000円 (411,400円)	303,000円 (333,300円)	317,000円 (348,700円)
	90 "	563,000円 (619,300円)	378,000円 (415,800円)	392,000円 (431,200円)	309,000円 (339,900円)	323,000円 (355,300円)
	100 "	593,000円 (652,300円)	395,000円 (434,500円)	409,000円 (449,900円)	320,000円 (352,000円)	334,000円 (367,400円)
	120 "	638,000円 (701,800円)	420,000円 (462,000円)	434,000円 (477,400円)	332,000円 (365,200円)	346,000円 (380,600円)
	140 "	697,000円 (766,700円)	451,000円 (496,100円)	465,000円 (511,500円)	351,000円 (386,100円)	365,000円 (401,500円)
	160 "	756,000円 (831,600円)	483,000円 (531,300円)	497,000円 (546,700円)	369,000円 (405,900円)	383,000円 (421,300円)
	180 "	815,000円 (896,500円)	515,000円 (566,500円)	529,000円 (581,900円)	391,000円 (430,100円)	405,000円 (445,500円)
	180kmを超えるもの	875,000円 (962,500円)	547,000円 (601,700円)	561,000円 (617,100円)	411,000円 (452,100円)	425,000円 (467,500円)

コ 3Mb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	340,000円 (374,000円)
	30 "	655,000円 (720,500円)
	40 "	720,000円 (792,000円)
	50 "	772,000円 (849,200円)
	60 "	824,000円 (906,400円)
	70 "	876,000円 (963,600円)
	80 "	927,000円 (1,019,700円)
	90 "	980,000円 (1,078,000円)
	100 "	1,030,000円 (1,133,000円)
	120 "	1,110,000円 (1,221,000円)
	140 "	1,210,000円 (1,331,000円)
	160 "	1,320,000円 (1,452,000円)
	180 "	1,420,000円 (1,562,000円)
	180kmを超えるもの	1,520,000円 (1,672,000円)

サ 4.5Mb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	415,000円 (456,500円)
	30 "	803,000円 (883,300円)
	40 "	889,000円 (977,900円)
	50 "	959,000円 (1,054,900円)
	60 "	1,030,000円 (1,133,000円)
	70 "	1,100,000円 (1,210,000円)
	80 "	1,170,000円 (1,287,000円)
	90 "	1,240,000円 (1,364,000円)
	100 "	1,300,000円 (1,430,000円)
	120 "	1,410,000円 (1,551,000円)
	140 "	1,550,000円 (1,705,000円)
	160 "	1,680,000円 (1,848,000円)
	180 "	1,820,000円 (2,002,000円)
	180kmを超えるもの	1,960,000円 (2,156,000円)

シ 6Mb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額)(税込価格)
回線距離	15kmまでのもの	535,000円 (588,500円)
	30 "	980,000円 (1,078,000円)
	40 "	1,080,000円 (1,188,000円)
	50 "	1,160,000円 (1,276,000円)
	60 "	1,240,000円 (1,364,000円)
	70 "	1,330,000円 (1,463,000円)
	80 "	1,410,000円 (1,551,000円)
	90 "	1,490,000円 (1,639,000円)
	100 "	1,580,000円 (1,738,000円)
	120 "	1,700,000円 (1,870,000円)
	140 "	1,870,000円 (2,057,000円)
	160 "	2,030,000円 (2,233,000円)
	180 "	2,200,000円 (2,420,000円)
	180kmを超えるもの	2,370,000円 (2,607,000円)

(b) 当社が別に定める特定協定事業者に係るもの

ア-1 64kb/s (通常クラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	78,000円(85,800円)
	120kmを超えるもの	78,000円(税込85,800円)に120kmを超える20kmまでごとに1,400円(税込1,540円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	101,800円(税込111,980円)に460kmを超える20kmまでごとに500円(税込550円)を加えた額

ア-2 64kb/s (エコノミークラス及びシンプルクラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)	
		エコノミークラスのもの	シンプルクラスのもの
回線	120kmまでのもの	55,500円(61,050円)	51,500円(56,650円)
	120kmを超えるもの	55,500円(税込61,050円)に120kmを超える20kmまでごとに1,300円(税込1,430円)を加えた額	51,500円(税込56,650円)に120kmを超える20kmまでごとに800円(税込880円)を加えた額
距離	600kmを超えるもの	86,700円(税込95,370円)に600kmを超える20kmまでごとに600円(税込660円)を加えた額	70,700円(税込77,770円)に600kmを超える20kmまでごとに600円(税込660円)を加えた額

イ-1 128kb/s (通常クラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	127,300円(140,030円)
	120kmを超えるもの	127,300円(税込140,030円)に120kmを超える20kmまでごとに2,300円(税込2,530円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	166,400円(税込183,040円)に460kmを超える20kmまでごとに1,000円(税込1,100円)を加えた額

イ-2 128kb/s (エコノミークラス及びシンプルクラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)	
		エコノミークラスのもの	シンプルクラスのもの
回線	120kmまでのもの	89,500円(98,450円)	80,500円(88,550円)
	120kmを超えるもの	89,500円(税込98,450円)に120kmを超える20kmまでごとに2,500円(税込2,750円)を加えた額	80,500円(税込88,550円)に120kmを超える20kmまでごとに1,600円(税込1,760円)を加えた額
距離	600kmを超えるもの	149,500円(税込164,450円)に600kmを超える20kmまでごとに1,000円(税込1,100円)を加えた額	118,900円(税込130,790円)に600kmを超える20kmまでごとに1,100円(税込1,210円)を加えた額

ウ 192kb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	282,000円(310,200円)
	120kmを超えるもの	282,000円(税込310,200円)に120kmを超える20kmまでごとに3,800円(税込4,180円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	346,600円(税込381,260円)に460kmを超える20kmまでごとに1,500円(税込1,650円)を加えた額

エ 256kb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	320,000円(352,000円)
	120kmを超えるもの	320,000円(税込352,000円)に120kmを超える20kmまでごとに5,300円(税込5,830円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	410,100円(税込451,110円)に460kmを超える20kmまでごとに2,000円(税込2,200円)を加えた額

オ 384kb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	357,000円(392,700円)
	120kmを超えるもの	357,000円(税込392,700円)に120kmを超える20kmまでごとに7,200円(税込7,920円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	479,400円(税込527,340円)に460kmを超える20kmまでごとに3,000円(税込3,300円)を加えた額

カ 512kb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	404,000円(444,400円)
	120kmを超えるもの	404,000円(税込444,400円)に120kmを超える20kmまでごとに9,400円(税込10,340円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	563,800円(税込620,180円)に460kmを超える20kmまでごとに3,900円(税込4,290円)を加えた額

キ 768kb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	489,100円(538,010円)
	120kmを超えるもの	489,100円(税込538,010円)に120kmを超える20kmまでごとに14,600円(税込16,060円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	737,300円(税込811,030円)に460kmを超える20kmまでごとに6,400円(税込7,040円)を加えた額

ク 1Mb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	601,200円(661,320円)
	120kmを超えるもの	601,200円(税込661,320円)に120kmを超える20kmまでごとに18,400円(税込20,240円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	914,000円(税込1,005,400円)に460kmを超える20kmまでごとに8,100円(税込8,910円)を加えた額

ケー1 1.5Mb/s (通常クラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	684,000円(752,400円)
	120kmを超えるもの	684,000円(税込752,400円)に120kmを超える20kmまでごとに24,500円(税込26,950円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	1,100,500円(税込1,210,550円)に460kmを超える20kmまでごとに19,800円(税込21,780円)を加えた額

ケー2 1.5Mb/s (エコノミークラス及びシンプルクラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)	
		エコノミークラスのもの	シンプルクラスのもの
回線	120kmまでのもの	523,000円(575,300円)	438,000円(481,800円)
	120kmを超えるもの	523,000円(税込575,300円)に120kmを超える20kmまでごとに24,200円(税込26,620円)を加えた額	438,000円(税込481,800円)に120kmを超える20kmまでごとに17,100円(税込18,810円)を加えた額
距離	600kmを超えるもの	1,103,800円(税込1,214,180円)に600kmを超える20kmまでごとに21,000円(税込23,100円)を加えた額	848,400円(税込933,240円)に600kmを超える20kmまでごとに17,100円(税込18,810円)を加えた額

コ 3Mb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	1,259,500円(1,385,450円)
	120kmを超えるもの	1,259,500円(税込1,385,450円)に 120kmを超える20kmまでごとに 49,500円(税込54,450円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	2,101,000円(税込2,311,100円)に 460kmを超える20kmまでごとに 19,800円(税込21,780円)を加えた額

サ 4.5Mb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	1,587,300円(1,746,030円)
	120kmを超えるもの	1,587,300円(税込1,746,030円)に 120kmを超える20kmまでごとに 65,200円(税込71,720円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	2,695,700円(税込2,965,270円)に 460kmを超える20kmまでごとに 27,500円(税込30,250円)を加えた額

シ 6Mb/s

接続専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額(月額) (税込価格)
回線	120kmまでのもの	1,906,500円(2,097,150円)
	120kmを超えるもの	1,906,500円(税込2,097,150円)に 120kmを超える20kmまでごとに 79,700円(税込87,670円)を加えた額
距離	460kmを超えるもの	3,261,400円(税込3,587,540円)に 460kmを超える20kmまでごとに 33,200円(税込36,520円)を加えた額

(c) 西日本電信電話株式会社に係るもの

アー1 64kb/s (エコノミークラスのもの)

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの(2(料金額)の(1)のAの(1-1)の①に係るもの)とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

アー2 64kb/s (シンプルクラスのもの)

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの(2(料金額)の(1)のAの(1-1)の①に係るもの)とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

イー1 128kb/s (エコノミークラスのもの)

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの(2(料金額)の(1)のAの(1-1)の①に係るもの)とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

イー2 128kb/s (シンプルクラスのもの)

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの(2(料金額)の(1)のAの(1-1)の①に係るもの)とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

ウー1 1.5Mb/s (エコノミークラスのもの)

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの(2(料金額)の(1)のAの(1-1)の①に係るもの)とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

ウー2 1.5Mb/s (シンプルクラスのもの)

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの(2(料金額)の(1)のAの(1-1)の①に係るもの)とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

(1-2) 超高速品目

① その専用回線が接続専用回線以外のもの

(a) 基本料

専用回線 1 回線ごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額) (税込価格)
中継回線によるもの	1,136,000 円 (1,249,600 円)
端末回線のみによるもの	646,000 円 (710,600 円)

(b) 加算料

ア 中継回線によるもの

ア-1 中継回線の部分 (中継回線専用料)

中継回線 1 回線ごとに

距 離 区 分	料 金 額 (月額) (税込価格)	
	50 Mb/s のもの	150 Mb/s のもの
15kmまでのもの	410,000 円 (451,000 円)	930,000 円 (1,023,000 円)
30 "	1,400,000 円 (1,540,000 円)	3,640,000 円 (4,004,000 円)
40 "	1,860,000 円 (2,046,000 円)	4,900,000 円 (5,390,000 円)
50 "	2,270,000 円 (2,497,000 円)	5,980,000 円 (6,578,000 円)
60 "	2,610,000 円 (2,871,000 円)	6,880,000 円 (7,568,000 円)
70 "	2,930,000 円 (3,223,000 円)	7,770,000 円 (8,547,000 円)
80 "	3,200,000 円 (3,520,000 円)	8,480,000 円 (9,328,000 円)
90 "	3,470,000 円 (3,817,000 円)	9,220,000 円 (10,142,000 円)
100 "	3,750,000 円 (4,125,000 円)	9,950,000 円 (10,945,000 円)
120 "	4,030,000 円 (4,433,000 円)	10,690,000 円 (11,759,000 円)
140 "	4,430,000 円 (4,873,000 円)	11,770,000 円 (12,947,000 円)
160 "	4,820,000 円 (5,302,000 円)	12,820,000 円 (14,102,000 円)
180 "	5,160,000 円 (5,676,000 円)	13,730,000 円 (15,103,000 円)
180kmを超えるもの	5,710,000 円 (6,281,000 円)	15,210,000 円 (16,731,000 円)

ア-2 端末回線の部分 (端末回線専用料)

端末回線 1 回線ごとに

単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)
500mまでごとに	30,000 円 (33,000 円)

イ 端末回線のみによるもの

端末回線専用料

端末回線 1 回線ごとに

単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)
500mまでごとに	30,000 円 (33,000 円)

② その専用回線が接続専用回線のもの

(a) (b)以外のもの

ア 基本料

接続専用回線 1 回線ごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額) (税込価格)	
	5 0 Mb/s のもの	1 5 0 Mb/s のもの
接続回線の部分	93,000 円 (102,300 円)	165,000 円 (181,500 円)
端末回線の部分	568,000 円 (624,800 円)	568,000 円 (624,800 円)

イ 加算料

接続専用回線 1 回線ごとに

料 金 種 別	単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)	
		5 0 Mb/s のもの	1 5 0 Mb/s のもの
接続回線の部分	5 0 0 m までごとに	7,000 円 (7,700 円)	20,000 円 (22,000 円)
端末回線の部分	5 0 0 m までごとに	30,000 円 (33,000 円)	30,000 円 (33,000 円)

(b) 当社が別に定める特定協定事業者に係るもの

ア 基本料

端末回線 1 回線ごとに

料 金 種 別	料 金 額 (月額) (税込価格)
端末回線の部分	568,000 円 (624,800 円)

イ 加算料

イー 1 中継回線の部分 (中継回線専用料)

中継回線 1 回線ごとに

距 離 区 分	料 金 額 (月額) (税込価格)	
	5 0 Mb/s のもの	1 5 0 Mb/s のもの
回線距離 120km までのもの	3,566,000 円 (3,922,600 円)	9,263,000 円 (10,189,300 円)
120km を超えるもの	3,566,000 円 (税込 3,922,600 円) に 120km を超える 20km までごとに 345,000 円 (税込 379,500 円) を加えた額	9,263,000 円 (税込 10,189,300 円) に 120km を超える 20km までごとに 936,000 円 (税込 1,029,600 円) を加えた額

イー 2 端末回線の部分 (端末回線専用料)

端末回線 1 回線ごとに

単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)
5 0 0 m までごとに	30,000 円 (33,000 円)

B. 短期専用契約に係るもの

(月額)

その専用回線等を短期専用契約以外のものに係るもの (2 (料金額) の (1) の A に係るもの) とみなした場合に適用される基本回線専用料に 1.5 を乗じた額

## (2) 分岐回線専用料又は分岐料

分岐回線 1 回線につき

料 金 種 別		料 金 額 (月額) (税込価格)		
		専用契約	短期専用契約	
高 速 品 目	ア その分岐回線の終端の回線距離測定局とその分岐箇所 の回線距離測定局とが同一である分岐回線の場合の分岐回線専用料	距離区分の回線距離が最短なもの の基本回線専用料の2分の1		
	イ 上記以外 の分岐回線の場合の分岐回線専用料	その分岐回線の終端回線距離測定局と分岐箇所の回線距離測定局相互間の回線距離に対応する基本回線専用料と同額		
	ウ 分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金(分岐装置により分岐する場合に 限ります。)	6 4 k b / s	67,000 円 (73,700 円)	100,500 円 (110,550 円)
		1 9 2 k b / s 3 8 4 k b / s 7 6 8 k b / s 1 . 5 M b / s	100,000 円 (110,000 円)	150,000 円 (165,000 円)
	3 M b / s 6 M b / s	250,000 円 (275,000 円)	375,000 円 (412,500 円)	
備考				
専用契約者は、専用サービスの品目ごとに当社が定める分岐の数の限度内で分岐箇所及び分岐の順路を指定して、その専用回線の分岐の請求をすることができます。				
ただし、次の場合は、分岐の請求をすることができません。				
ア その専用回線がYインタフェース以外のものであるとき又は1の收容区域内に終始するものであるとき(第33条(回線自動切替の提供)に規定する回線自動切替を利用している専用回線の場合を除きます。)				
イ 分岐回線をさらに分岐するとき。				

## (3) 加算額

料 金 種 別	単 位	区 分	料金額 (月額) (税込価格)	
			専用契約	短期専用契約
ア 線路設置専用料	専用回線の各終端につき線路100mまでごとに	メタル配線	700 円 (770 円)	1,050 円 (1,155 円)
		光配線	1,000 円 (1,100 円)	1,500 円 (1,650 円)
イ 異経路の線路専用料	—	—	別に算定する実費	
ウ 回線終端装置専用料	1台ごとに	6 4 kb/s	6,000 円 (6,600 円)	9,000 円 (9,900 円)
		1 9 2 kb/s 3 8 4 kb/s 7 6 8 kb/s	21,000 円 (23,100 円)	31,500 円 (34,650 円)
		1 . 5 Mb/s 下記以外のもの	21,000 円 (23,100 円)	31,500 円 (34,650 円)
		エコノミークラスのもの又はシングルクラスのもの	9,500 円 (10,450 円)	14,250 円 (15,675 円)

		3 Mb/s 6 Mb/s	23,000 円 (25,300 円)	34,500 円 (37,950 円)
エ 配線設備専用料	1 配線ごとに	メタル配線	60 円 (66 円)	90 円 (99 円)
		光配線	2,000 円 (2,200 円)	3,000 円 (3,300 円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

(4) 減算額

料金種別	単位	区分	料金額 (月額) (税込価格)	
			専用契約	短期専用契約
多重アクセスを利用している場合の減算額	対象回線 1 回線ごとに	メタル配線	2,400 円 (2,640 円)	3,600 円 (3,960 円)
		光配線	18,000 円 (19,800 円)	27,000 円 (29,700 円)

(5) 付加専用料

料金種別	単位	料金額 (月額) (税込価格)		
		専用契約	短期専用契約	
ア 回線接続装置専用料	64kb/s 又は 128kb/s 用のもの	1 台ごとに	1,700 円 (1,870 円)	2,550 円 (2,805 円)
	192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s 又は 1.5Mb/s 用のもの	1 台ごとに	19,000 円 (20,900 円)	28,500 円 (31,350 円)
	3Mb/s、4.5Mb/s 又は 6Mb/s 用のもの	1 台ごとに	21,000 円 (23,100 円)	31,500 円 (34,650 円)
	45Mb/s 用のもの	1 台ごとに	58,000 円 (63,800 円)	—
	150Mb/s 用のもの	1 台ごとに	61,000 円 (67,100 円)	—
	備考	高速品目 (TTC標準のインタフェース (以下「Iインタフェース」といいます。)) のものに限り提供します。)		
イ 特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置	—	別に算定する実費	
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

第3 削除

#### 第4 高速イーサネット専用サービスに関する料金

##### 1 適用

区 分	内 容																	
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">品 目</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">中継回線によるもの</td> <td>1Gb/s のもの</td> <td>1Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s のもの</td> <td>10Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">端末回線のみによるもの</td> <td>10Mb/s のもの</td> <td>10Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s のもの</td> <td>100Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s のもの</td> <td>1Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/s のもの</td> <td>10Gbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「中継回線によるもの」とは、端局（端局装置を設置している専用取扱局）相互間の回線（以下、中継回線といいます。）及びその中継回線に接続される端末回線（中継回線以外のもの）を利用するものをいいます。 また、「中継回線によるもの」は、短期専用契約は締結できないものとします。</li> <li>2 「端末回線のみによるもの」とは、端末回線のみを利用するものをいいます。</li> <li>3 専用契約者が指定することのできる専用回線の終端の場所は、当社が別に定める専用取扱局の收容区域内に限ります。 また、10Gb/s の品目（中継回線によるもののうち回線終端装置を設置しない場合に限ります）については、当社が別に定める専用取扱局と同一の構内に限ります。</li> <li>4 当社は、専用回線（1Gb/s および 10Gb/s の品目に限り。）の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。（ただし、中継回線によるもののうち 10Gb/s のものについては回線終端装置を設置しない場合があります。）</li> <li>5 高速イーサネット専用サービスは、接続専用回線としては、端末回線のみによるもののうち 1Gb/s および 10Gb/s の品目に限り提供する。</li> </ol>		品 目	内 容	中継回線によるもの	1Gb/s のもの	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	10Gb/s のもの	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの	端末回線のみによるもの	10Mb/s のもの	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	100Mb/s のもの	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1Gb/s のもの	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの	10Gb/s のもの	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																
中継回線によるもの	1Gb/s のもの	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの																
	10Gb/s のもの	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの																
端末回線のみによるもの	10Mb/s のもの	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの																
	100Mb/s のもの	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの																
	1Gb/s のもの	1Gbit/s の符号伝送が可能なもの																
	10Gb/s のもの	10Gbit/s の符号伝送が可能なもの																
(2) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(7) 距離区分の区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">四国内</td> <td>その専用回線の両端が香川県、徳島県、高知県、愛媛県に終始するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>当社は、中継回線によるもののうち 10Gb/s のものに限り、距離区分の区別を定めます。</p>	区 別	内 容	四国内	その専用回線の両端が香川県、徳島県、高知県、愛媛県に終始するもの													
区 別	内 容																	
四国内	その専用回線の両端が香川県、徳島県、高知県、愛媛県に終始するもの																	

(3) 回線距離の測定	高速イーサネット専用サービスの回線距離は、高速デジタル伝送サービスの高速品目の場合に準じて測定します。									
(4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 高速イーサネット専用サービスについては、短期専用契約に係るもの、異経路によるもの及び長期継続利用割引の適用によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第77条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、加算額及び付加専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内にサービスの品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p>									
(5) 長期継続利用に係る基本回線専用料の適用	<p>ア 当社は、専用契約者（短期専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本回線専用料については、2の(1)の額（この表の(2)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から同表に規定する額を減額した額を適用します。</p> <p>この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれかを1つを選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="563 1122 1433 1346"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>基本回線専用料の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2の(1)の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 6年利用</td> <td>6年間</td> <td>2の(1)の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る基本回線専用料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本回線専用料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間も含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、当該専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p>	種 類	継続して利用する期間	基本回線専用料の減額（月額）	(ア) 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.07を乗じて得た額	(イ) 6年利用	6年間	2の(1)の額に0.11を乗じて得た額
種 類	継続して利用する期間	基本回線専用料の減額（月額）								
(ア) 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.07を乗じて得た額								
(イ) 6年利用	6年間	2の(1)の額に0.11を乗じて得た額								

	<p>キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本回線専用料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p> <p>ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に品目の変更若しくは専用回線の移転により当該専用契約に係る基本回線専用料が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれに次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <p>ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常の専用契約の総支払額を下回る場合は、通常の専用契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。</p> <table border="1" data-bbox="619 629 1441 981"> <thead> <tr> <th data-bbox="619 629 927 667">区 分</th> <th data-bbox="927 629 1441 667">支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="619 667 927 860">(ア) 品目の変更等により基本回線専用料が減少した場合</td> <td data-bbox="927 667 1441 860">残余の期間に対応する基本回線専用料の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本回線専用料から減少後の長期継続利用適用後の基本回線専用料を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 860 927 981">(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td data-bbox="927 860 1441 981">残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本回線専用料に0.35を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支払いを要する額	(ア) 品目の変更等により基本回線専用料が減少した場合	残余の期間に対応する基本回線専用料の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本回線専用料から減少後の長期継続利用適用後の基本回線専用料を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本回線専用料に0.35を乗じて得た額
区 分	支払いを要する額						
(ア) 品目の変更等により基本回線専用料が減少した場合	残余の期間に対応する基本回線専用料の差額（減少前の長期継続利用適用後の基本回線専用料から減少後の長期継続利用適用後の基本回線専用料を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額						
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の基本回線専用料に0.35を乗じて得た額						
(6) 回線終端装置に係る料金の適用	当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。						
(7) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、高速イーサネット専用サービスに係る専用回線（接続専用回線については、当社は別に定める特定協定事業者に係るもの以外のものを除きます。）の専用契約者（短期専用契約を締結している専用契約者を除きます。）の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第96条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。））とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>この場合の料金の取扱いについては、当社は第85条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。</p> <p>(ア) 第78条（接続専用回線の接続休止）の規定により接続休止としたとき。</p> <p>(イ) 第80条（利用中止）第1項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。</p> <p>イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）に規定する料金（この表の(1)欄から(6)欄までの適用による場合は適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p>						

	アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
	1 時間以上 2 時間未満	1 0 %
	2 時間以上 4 時間未満	2 0 %
	4 時間以上 6 時間未満	3 0 %
	6 時間以上 8 時間未満	4 0 %
	8 時間以上 7 2 時間未満	5 0 %
	7 2 時間以上	1 0 0 %
		<p>ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>(ア) (イ)以外の場合 その暦月におけるその専用契約に係る 2（料金額）に規定する料金（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の 3 の各号に規定する場が生じたときは、料金表通則の 3 及び 4 の規定に基づき算出した額とします。））の額（第 85 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p> <p>(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合 その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が 1 の暦月（ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る 2 の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。 ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>
(8) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用	回線距離測定局の変更があった場合、收容区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が区域外にある場合、短期専用契約の場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合、特別な電気通信設備を提供した場合の料金の適用については、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。	
(9) 配線設備の加算額の適用	<p>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します（接続専用回線に係るものに限りません。）。</p> <p>ア 専用回線の終端から 1 のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備、回線終端装置又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1 のジャック又はローゼットからの他のジャック又はローゼットまでの配線</p>	

## 2 料金額

### (1) 基本回線専用料

#### (a) 中継回線によるもの

##### ア 10Gb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分		料金額 (月額)	(税込価格)
回線距離	20kmまでのもの	6,834,000円	(7,517,400円)
	40 "	9,112,000円	(10,023,200円)
	60 "	13,132,000円	(14,445,200円)
	100 "	15,812,000円	(17,393,200円)
	200 "	17,822,000円	(19,604,200円)
	300 "	22,512,000円	(24,763,200円)

##### イ 1Gb/sのもの

専用回線1回線ごとに

距離区分	料金額 (月額)	(税込価格)
四国内	1,950,000円	(2,145,000円)

#### (b) 端末回線のみによるもの

専用回線1回線ごとに

品目	料金額 (月額)		(税込価格)	
	専用契約		短期専用契約	
10Mb/sのもの	140,000円	(154,000円)	210,000円	(231,000円)
100Mb/sのもの	300,000円	(330,000円)	450,000円	(495,000円)
1Gb/sのもの	1,000,000円	(1,100,000円)	1,500,000円	(1,650,000円)
10Gb/sのもの	2,880,000円	(3,168,000円)	4,320,000円	(4,752,000円)

### (2) 加算額

料金種別	単位	料金額 (月額) (税込価格)	
		専用契約	短期専用契約
ア 線路設置専用料	専用回線の各終端につき100mまでごとに	1,000円 (1,100円)	1,500円 (1,650円)
イ 異経路の線路専用料	—	別に算定する実費	
ウ 回線終端装置専用料	1Gb/s用のもの	30,000円 (33,000円)	45,000円 (49,500円)
	10Gb/s用のもの	60,000円 (66,000円)	90,000円 (99,000円)
エ 配線設備専用料	1配線ごとに	2,000円 (2,200円)	—
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。			

## (3) 付加専用料

料金種別			単 位	料金額（月額）（税込価格）	
				専用契約	短期専用契約
ア 回線接続装置専用料	10Mb/s 又 は100Mb/s 用のもの	I型	1台ごとに	19,000円 (20,900円)	28,500円 (31,350円)
		II型		5,000円 (5,500円)	7,500円 (8,250円)
イ 特別な電気通信設備専用料			—	別に算定する実費	
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。					

## 第5 専用IP接続サービスに関する料金

### 1 適用

区 分	内 容																										
(1) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めま</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">品 目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">内 容</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">収容局から回線終端装置への伝送方向</th> <th style="text-align: center;">回線終端装置から収容局への伝送方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">64kb/s</td> <td style="text-align: center;">64kb/s</td> <td style="text-align: center;">64kb/s</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">128kb/s</td> <td style="text-align: center;">128kb/s</td> <td style="text-align: center;">128kb/s</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">256kb/s</td> <td style="text-align: center;">256kb/s</td> <td style="text-align: center;">256kb/s</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">640kb/s</td> <td style="text-align: center;">640kb/s</td> <td style="text-align: center;">256kb/s</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td style="text-align: center;">256kb/s</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2Mb/s</td> <td style="text-align: center;">2Mb/s</td> <td style="text-align: center;">512kb/s</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3Mb/s 以上</td> <td style="text-align: center;">3Mb/s から 1Mb/s ごとに</td> <td style="text-align: center;">1Mb/s から 1Mb/s ごとに</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 専用契約者は、品目の変更の請求をすることができます。</li> <li>2 3 Mb/s 以上の品目に係る最大伝送速度は、当社が別に定めるものとします。</li> <li>3 3 Mb/s 以上の品目に係る回線終端装置から収容局への伝送方向の伝送速度は、収容局から回線終端装置への伝送方向の伝送速度までのものに限り提供します。</li> </ol> <p>イ 当社は、暦月の初日に現に提供している専用回線について、2（料金額）の(1)に定める基本回線専用料を適用し、月額料金の日割は行いません。</p>	品 目	内 容		収容局から回線終端装置への伝送方向	回線終端装置から収容局への伝送方向	64kb/s	64kb/s	64kb/s	128kb/s	128kb/s	128kb/s	256kb/s	256kb/s	256kb/s	640kb/s	640kb/s	256kb/s	1Mb/s	1Mb/s	256kb/s	2Mb/s	2Mb/s	512kb/s	3Mb/s 以上	3Mb/s から 1Mb/s ごとに	1Mb/s から 1Mb/s ごとに
品 目	内 容																										
	収容局から回線終端装置への伝送方向	回線終端装置から収容局への伝送方向																									
64kb/s	64kb/s	64kb/s																									
128kb/s	128kb/s	128kb/s																									
256kb/s	256kb/s	256kb/s																									
640kb/s	640kb/s	256kb/s																									
1Mb/s	1Mb/s	256kb/s																									
2Mb/s	2Mb/s	512kb/s																									
3Mb/s 以上	3Mb/s から 1Mb/s ごとに	1Mb/s から 1Mb/s ごとに																									
(2) 回線終端装置に係る料金の適用	<p>ア 当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 当社は、暦月の初日に現に提供している専用回線に係るものについて、2（料金額）の(2)に定める加算額を適用し、月額料金の日割は行いません。</p>																										
(3) 付加専用料に係る料金の適用	<p>当社は、暦月の初日に現に提供している専用回線に係るものについて、2（料金額）の(3)に定める付加専用料を適用し、月額料金の日割は行いません。</p>																										

## 2 料金額

### (1) 基本回線専用料

専用回線 1 回線ごとに

品 目	料 金 額 (月額)	(税込価格)
64kb/s	1,150 円	(1,265 円)
128kb/s	1,150 円	(1,265 円)
256kb/s	1,150 円	(1,265 円)
640kb/s	1,450 円	(1,595 円)
1Mb/s	1,350 円	(1,485 円)
2Mb/s	1,650 円	(1,815 円)
3Mb/s 以上	1,650 円	(1,815 円)

### (2) 加算額

料金種別	単 位	料 金 額 (月額)	(税込価格)
回線終端装置専用料	1 台ごとに	550 円	(605 円)

### (3) 付加専用料

料金種別	料 金 額 (月額)
特別な電気通信設備専用料	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。	

## 第 6 削除

第7 その他の専用サービス  
映像伝送サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容		
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。		
	品 目	内 容	
	一般映像伝送サービス	標準型	専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 4MHz まで、映像に付随する音響にあつては通常 50Hz から 15kHz (2チャンネル) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス
		圧縮型	専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響並びにそれらの制御信号を伝送するため、映像にあつては通常 20Hz から 4.2MHz まで、映像に付随する音響にあつては通常 40Hz から 20kHz (2チャンネル) まで、制御信号にあつては通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス
		制御付随型	専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する制御信号を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 4MHz まで、制御信号にあつては通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス
	高品質映像伝送サービス	専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 5.5MHz まで、映像に付随する音響にあつては通常 20Hz から 20kHz (16チャンネル) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス	
	広帯域映像伝送サービス	専らテレビジョンのカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、通常 5MHz から 550MHz までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス	
デジタル映像伝送サービス	専らテレビジョン又はハイビジョンのカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては 143Mbit/s、270Mbit/s 又は 1.5Gbit/s 相当の符号を、映像に付随する音響にあつては 6Mbit/s 相当の符号を伝送することが可能な専用サービス		

	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>映像伝送サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとします。</li> <li>当社は、専用回線（一般映像伝送サービスの制御付随型に限ります。）の終端の場所に、当社の回線終端装置を設置します。</li> <li>映像伝送サービスは、接続専用回線に係る専用サービスとしては提供しません。</li> </ol>												
<p>(2) 通信の態様による細目に係る料金の適用</p>	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の方向による区別</p> <table border="1" data-bbox="580 555 1434 748"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片方向サービス</td> <td>あらかじめ定められた一方のみに伝送することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>双方向サービス</td> <td>片方向サービス以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>映像伝送サービスは、終日利用の専用サービス（片方向又は双方向サービス）として提供します。</p> <p>ただし、一般映像伝送サービスの制御付随型のもの、高品質映像伝送サービス、広帯域映像伝送サービス及びデジタル映像伝送サービスについては、片方向サービスとして提供します。</p> <p>イ 利用する回線による区別</p> <table border="1" data-bbox="580 1039 1434 1232"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中継回線によるもの</td> <td>中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>端末回線のみによるもの</td> <td>端末回線のみを利用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一般映像伝送サービスの圧縮型のものは中継回線によるものに限り提供します。</li> <li>一般映像伝送サービスの制御付随型のもの、高品質映像伝送サービス、広帯域映像伝送サービス及びデジタル映像伝送サービスは、端末回線によるものに限り提供します。</li> </ol>	区 別	内 容	片方向サービス	あらかじめ定められた一方のみに伝送することが可能なもの	双方向サービス	片方向サービス以外のもの	区 別	内 容	中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの	端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの
区 別	内 容												
片方向サービス	あらかじめ定められた一方のみに伝送することが可能なもの												
双方向サービス	片方向サービス以外のもの												
区 別	内 容												
中継回線によるもの	中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの												
端末回線のみによるもの	端末回線のみを利用するもの												
<p>(3) 中継回線による場合の回線距離の測定</p>	<p>回線距離は、次のとおり測定します。</p> <p>ア 中継回線の部分</p> <table border="1" data-bbox="580 1563 1434 2002"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>回線距離の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) その中継回線を分岐していない場合</td> <td rowspan="2">その中継回線の双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。 直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算出します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) その中継回線の終端に係る回線距離測定局においてのみその中継回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所に係る回線距離測定局が同じ場合</td> </tr> <tr> <td>(ウ) その中継回線を分岐して</td> <td>その分岐箇所に係る回線距離測定局</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	回線距離の測定方法	(ア) その中継回線を分岐していない場合	その中継回線の双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。 直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算出します。	(イ) その中継回線の終端に係る回線距離測定局においてのみその中継回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所に係る回線距離測定局が同じ場合	(ウ) その中継回線を分岐して	その分岐箇所に係る回線距離測定局					
区 分	回線距離の測定方法												
(ア) その中継回線を分岐していない場合	その中継回線の双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。 直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算出します。												
(イ) その中継回線の終端に係る回線距離測定局においてのみその中継回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所に係る回線距離測定局が同じ場合													
(ウ) その中継回線を分岐して	その分岐箇所に係る回線距離測定局												

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="580 150 963 374">いる場合で、(イ)以外の場合</td> <td data-bbox="963 150 1466 374">経由のその中継回線の双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に1 km 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。</td> </tr> </table>	いる場合で、(イ)以外の場合	経由のその中継回線の双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に1 km 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。										
いる場合で、(イ)以外の場合	経由のその中継回線の双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に1 km 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。												
	<p>イ 端末回線の部分 次の方法により測定した回線距離の合計により測定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 495 963 528">区 分</th> <th data-bbox="963 495 1466 528">回線距離の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 528 963 674">(ア) その端末回線が端局に直接收容されている場合</td> <td data-bbox="963 528 1466 674">端局とその端末回線の終端との間の直線距離（算出した結果に500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 674 963 1077">(イ) その端末回線が専用取扱局を経由して端局に收容されている場合</td> <td data-bbox="963 674 1466 1077">端局と收容取扱局（その端末回線のそれぞれの終端を直接收容する専用取扱局をいいます。以下同じとします。）相互間（收容取扱局以外の専用取扱局を経由する場合は、その専用取扱局経由）の直線距離と、その收容取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 分岐回線の部分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 1160 963 1193">区 分</th> <th data-bbox="963 1160 1466 1193">回線距離の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 1193 963 1283">(ア) 分岐回線たる中継回線の部分</td> <td data-bbox="963 1193 1466 1283">アの回線距離の測定方法と同一の方法により測定します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1283 963 1361">(イ) 分岐回線たる端末回線の部分</td> <td data-bbox="963 1283 1466 1361">イの回線距離の測定方法と同一の方法により測定します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。</li> <li>回線距離測定局は、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。</li> </ol>	区 分	回線距離の測定方法	(ア) その端末回線が端局に直接收容されている場合	端局とその端末回線の終端との間の直線距離（算出した結果に500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）とします。	(イ) その端末回線が専用取扱局を経由して端局に收容されている場合	端局と收容取扱局（その端末回線のそれぞれの終端を直接收容する専用取扱局をいいます。以下同じとします。）相互間（收容取扱局以外の専用取扱局を経由する場合は、その専用取扱局経由）の直線距離と、その收容取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計とします。	区 分	回線距離の測定方法	(ア) 分岐回線たる中継回線の部分	アの回線距離の測定方法と同一の方法により測定します。	(イ) 分岐回線たる端末回線の部分	イの回線距離の測定方法と同一の方法により測定します。
区 分	回線距離の測定方法												
(ア) その端末回線が端局に直接收容されている場合	端局とその端末回線の終端との間の直線距離（算出した結果に500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）とします。												
(イ) その端末回線が専用取扱局を経由して端局に收容されている場合	端局と收容取扱局（その端末回線のそれぞれの終端を直接收容する専用取扱局をいいます。以下同じとします。）相互間（收容取扱局以外の専用取扱局を経由する場合は、その専用取扱局経由）の直線距離と、その收容取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計とします。												
区 分	回線距離の測定方法												
(ア) 分岐回線たる中継回線の部分	アの回線距離の測定方法と同一の方法により測定します。												
(イ) 分岐回線たる端末回線の部分	イの回線距離の測定方法と同一の方法により測定します。												
(4) 端末回線のみによる場合の回線距離の測定	<p>回線距離は、次のとおり測定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 1610 963 1644">区 分</th> <th data-bbox="963 1610 1466 1644">回線距離の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 1644 963 1827">ア 専用取扱局が1の場合</td> <td data-bbox="963 1644 1466 1827">その收容取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	回線距離の測定方法	ア 専用取扱局が1の場合	その收容取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計とします。								
区 分	回線距離の測定方法												
ア 専用取扱局が1の場合	その收容取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計とします。												

	イ 専用取扱局が2以上の場合	その収容取扱局相互間（収容取扱局以外の専用取扱局を経由する場合は、その専用取扱局経由）の直線距離と、その収容取扱局とその端末回線の各終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に500m未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計とします。
(5) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 映像伝送サービスには、短期専用契約に係るもの及び異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、第85条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、分岐回線専用料（分岐料を含みます。）加算額及び付加専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内にサービスの品目の変更、片方向サービスと双方向サービスの区別の変更、分岐回線の廃止若しくは移転又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p>	
(6) 回線終端装置に係る料金の適用	当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。	
(7) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用	回線距離測定局の変更があった場合、収容区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が加入区域外にある場合、短期専用契約の場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合及び当社が提供する特別な電気通信設備を利用している場合の料金の適用については、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。	

## 2 料金額

### (1) 一般映像伝送サービスに関するもの

#### (1-1) 標準型

##### ア 基本回線専用料

##### (ア) 中継回線の部分 (中継回線専用料)

中継回線 1 回線ごとに

距離区分		料 金 額 (月額) (税込価格)			
		専用契約		短期専用契約	
		片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
回 線 距 離	15kmまでのもの	1,250,000円 (1,375,000円)	2,000,000円 (2,200,000円)	1,875,000円 (2,062,500円)	3,000,000円 (3,300,000円)
	30 "	1,550,000円 (1,705,000円)	2,500,000円 (2,750,000円)	2,325,000円 (2,557,500円)	3,750,000円 (4,125,000円)
	45 "	1,750,000円 (1,925,000円)	2,800,000円 (3,080,000円)	2,625,000円 (2,887,500円)	4,200,000円 (4,620,000円)
	60 "	1,900,000円 (2,090,000円)	3,050,000円 (3,355,000円)	2,850,000円 (3,135,000円)	4,575,000円 (5,032,500円)
	90 "	2,100,000円 (2,310,000円)	3,350,000円 (3,685,000円)	3,150,000円 (3,465,000円)	5,025,000円 (5,527,500円)
	120 "	2,300,000円 (2,530,000円)	3,700,000円 (4,070,000円)	3,450,000円 (3,795,000円)	5,550,000円 (6,105,000円)
	150 "	2,500,000円 (2,750,000円)	4,000,000円 (4,400,000円)	3,750,000円 (4,125,000円)	6,000,000円 (6,600,000円)
	180 "	2,700,000円 (2,970,000円)	4,300,000円 (4,730,000円)	4,050,000円 (4,455,000円)	6,450,000円 (7,095,000円)
	180kmを超えるもの	2,900,000円 (3,190,000円)	4,650,000円 (5,115,000円)	4,350,000円 (4,785,000円)	6,975,000円 (7,672,500円)

##### (イ) 端末回線の部分 (端末回線専用料)

端末回線 1 回線ごとに

距離区分		料 金 額 (月額) (税込価格)			
		専用契約		短期専用契約	
		片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
500mまでごとに		9,000円 (9,900円)	18,000円 (19,800円)	13,500円 (14,850円)	27,000円 (29,700円)

##### イ 分岐回線専用料又は分岐料

料金種別	単 位	料 金 額 (税込価格)
(ア) 分岐回線たる中継回線の部分の専用料 (分岐回線専用料)	分岐回線 1 回線ごとに	(1) の (1-1) の (ア) の料金額と同額
(イ) 分岐回線たる端末回線の部分の専用料 (分岐回線専用料)	分岐回線 1 回線につき 500mまでごとに	(1) の (1-1) の (イ) の料金額と同額
(ウ) 分岐回線専用料のほかに分岐料として支払いを要する料金	分岐回線 1 回線ごとに	60,000円 (66,000円)
備考 専用契約者は、当社が定める分岐の数の限度内で分岐箇所及び分岐の順路を指定して、中継回線の分岐 (中継回線に係る専用取扱局において、分岐装置により分岐する場合であって、片方向サービスのものに限ります。) の請求をすることができます。		

ウ 加算額

料金種別	単位	区分	料 金 額 (月額) (税込価格)			
			専用契約		短期専用契約	
			片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
(ア) 線路設置専用料	専用回線の各終端につき 100m までごとに	—	1,000 円 (1,100 円)	1,000 円 (1,100 円)	1,500 円 (1,650 円)	1,500 円 (1,650 円)
(イ) 異経路の線路専用料	—	—	別に算定する実費			
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。						

エ 付加専用料

料金種別	単位	区分	料 金 額 (月額) (税込価格)			
			専用契約		短期専用契約	
			片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
ア 回線接続装置専用料	一般映像伝送サービス (標準型) 用のもの	1 台ごとに	18,000 円 (19,800 円)	36,000 円 (39,600 円)	27,000 円 (29,700 円)	54,000 円 (59,400 円)
イ 特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置	—	別に算定する実費			
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。						

(1-2) 圧縮型

ア 基本回線専用料

(ア) 中継回線の部分 (中継回線専用料)

中継回線 1 回線ごとに

距離区分	料 金 額 (月額) (税込価格)				
	専用契約		短期専用契約		
	片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの	
回線距離	15kmまでのもの	500,000 円 (550,000 円)	640,000 円 (704,000 円)	750,000 円 (825,000 円)	960,000 円 (1,056,000 円)
	30 "	860,000 円 (946,000 円)	1,000,000 円 (1,100,000 円)	1,290,000 円 (1,419,000 円)	1,500,000 円 (1,650,000 円)
	40 "	1,030,000 円 (1,133,000 円)	1,170,000 円 (1,287,000 円)	1,545,000 円 (1,699,500 円)	1,755,000 円 (1,930,500 円)
	50 "	1,150,000 円 (1,265,000 円)	1,310,000 円 (1,441,000 円)	1,725,000 円 (1,897,500 円)	1,965,000 円 (2,161,500 円)
	60 "	1,260,000 円 (1,386,000 円)	1,410,000 円 (1,551,000 円)	1,890,000 円 (2,079,000 円)	2,115,000 円 (2,326,500 円)
	70 "	1,350,000 円 (1,485,000 円)	1,510,000 円 (1,661,000 円)	2,025,000 円 (2,227,500 円)	2,265,000 円 (2,491,500 円)
	80 "	1,430,000 円 (1,573,000 円)	1,580,000 円 (1,738,000 円)	2,145,000 円 (2,359,500 円)	2,370,000 円 (2,607,000 円)
	90 "	1,490,000 円 (1,639,000 円)	1,640,000 円 (1,804,000 円)	2,235,000 円 (2,458,500 円)	2,460,000 円 (2,706,000 円)

100	〃	1,540,000円 (1,694,000円)	1,710,000円 (1,881,000円)	2,310,000円 (2,541,000円)	2,565,000円 (2,821,500円)
120	〃	1,620,000円 (1,782,000円)	1,790,000円 (1,969,000円)	2,430,000円 (2,673,000円)	2,685,000円 (2,953,500円)
140	〃	1,710,000円 (1,881,000円)	1,870,000円 (2,057,000円)	2,565,000円 (2,821,500円)	2,805,000円 (3,085,500円)
160	〃	1,790,000円 (1,969,000円)	1,950,000円 (2,145,000円)	2,685,000円 (2,953,500円)	2,925,000円 (3,217,500円)
180	〃	1,860,000円 (2,046,000円)	2,020,000円 (2,222,000円)	2,790,000円 (3,069,000円)	3,030,000円 (3,333,000円)
180kmを超えるもの		1,930,000円 (2,123,000円)	2,090,000円 (2,299,000円)	2,895,000円 (3,184,500円)	3,135,000円 (3,448,500円)

(イ) 端末回線の部分 (端末回線専用料)

端末回線1回線ごとに

距離区分	料 金 額 (月額) (税込価格)			
	専用契約		短期専用契約	
	片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
500mまでごとに	9,000円 (9,900円)	18,000円 (19,800円)	13,500円 (14,850円)	27,000円 (29,700円)

イ 加算額

料金種別	単 位	区 分	料 金 額 (月額) (税込価格)			
			専用契約		短期専用契約	
			片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの
(ア) 線路設置専用料	専用回線の各終端につき100mまでごとに	—	1,000円 (1,100円)	1,000円 (1,100円)	1,500円 (1,650円)	1,500円 (1,650円)
(イ) 異経路の線路専用料	—	—	別に算定する実費			
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。						

ウ 付加専用料

料金種別	単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)				
		専用契約		短期専用契約		
		片方向のもの	双方向のもの	片方向のもの	双方向のもの	
ア 回線接続装置専用料	一般映像伝送サービス(圧縮型)用のもの	1台ごとに	45,000円 (49,500円)	58,000円 (63,800円)	67,500円 (74,250円)	87,000円 (95,700円)
イ 特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置	—	別に算定する実費			
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。						

## (1-3) 制御付随型

## ア 基本回線専用料

端末回線の部分 (端末回線専用料)

端末回線 1 回線ごとに

距離区分	料 金 額 (月額) (税込価格)	
	専用契約	短期専用契約
500mまでごとに	9,000 円 (9,900 円)	13,500 円 (14,850 円)

## イ 加算額

料金種別	単 位	区 分	料 金 額 (月額) (税込価格)	
			専用契約	短期専用契約
(ア) 線路設置専用料	専用回線の各終端につき 100m までごとに	—	1,000 円 (1,100 円)	1,500 円 (1,650 円)
(イ) 異経路の線路専用料	—	—	別に算定する実費	
(ウ) 回線終端装置専用料	1 台ごとに	—	28,000 円 (30,800 円)	42,000 円 (46,200 円)
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

## ウ 付加専用料

料金種別	単 位	料 金 額 (月額)	
		専用契約	短期専用契約
特別な電気通信設備専用料	—	別に算定する実費	
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。			

## (2) 高品質映像伝送サービスに関するもの

## ア 基本回線専用料

端末回線の部分 (端末回線専用料)

料金種別	単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)	
		専用契約	短期専用契約
(ア) 基本料	専用回線 1 回線ごとに	82,000 円 (90,200 円)	123,000 円 (135,300 円)
(イ) 加算料	端末回線 1 回線につき 500m までごとに	7,000 円 (7,700 円)	10,500 円 (11,550 円)

## イ 加算額

料金種別	単 位	区 分	料 金 額 (月額) (税込価格)	
			専用契約	短期専用契約
(ア) 線路設置専用料	専用回線の各終端につき 100m までごとに	—	1,000 円 (1,100 円)	1,500 円 (1,650 円)
(イ) 異経路の線路専用料	—	—	別に算定する実費	

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。

ウ 付加専用料

料 金 種 別			単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)	
				専用契約	短期専用契約
ア 回線接続装置専用料	高品質映像伝送サービス用のもの	基本額	1台ごとに	80,000円 (88,000円)	120,000円 (132,000円)
		加算額 (ステレオ音声1ch追加)	1台ごとに	11,000円 (12,100円)	16,500円 (18,150円)
イ 特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置		—	別に算定する実費	
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。					

(3) 広帯域映像伝送サービスに関するもの

ア 基本回線専用料

端末回線の部分（端末回線専用料）

料金種別	単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)
(ア) 基本料	専用回線 1 回線ごとに	93,500 円 (102,850 円)
(イ) 加算料	端末回線 1 回線につき 500m までごとに	12,500 円 (13,750 円)

イ 付加専用料

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)
ア 回線接続装置専用料	広帯域映像伝送サービス用のもの	送信用	1 台ごとに 50,500 円 (55,550 円)
		受信用	1 台ごとに 20,000 円 (22,000 円)
イ 特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置	—	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。			

(4) デジタル映像伝送サービスに関するもの

ア 基本回線専用料

端末回線の部分（端末回線専用料）

料金種別	単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)	
		専用契約	短期専用契約
(ア) 基本料	専用回線 1 回線ごとに	118,000 円 (129,800 円)	177,000 円 (194,700 円)
(イ) 加算料	端末回線 1 回線につき 500m までごとに	10,000 円 (11,000 円)	15,000 円 (16,500 円)

イ 加算額

料金種別	単 位	区 分	料 金 額 (月額) (税込価格)	
			専用契約	短期専用契約
(ア) 線路設置専用料	専用回線の各終端につき 100m までごとに	—	1,000 円 (1,100 円)	1,500 円 (1,650 円)
(イ) 異経路の線路専用料	—	—	別に算定する実費	
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

ウ 付加専用料

料 金 種 別		単 位	料 金 額 (月額) (税込価格)	
			専用契約	短期専用契約
ア 回線接続装置専用料	デジタル映像伝送サービス用のもの	1台ごとに	89,000 円 (97,900 円)	133,500 円 (146,850 円)
イ 特別な電気通信設備専用料	ア以外の装置	—	別に算定する実費	
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。				

第8 手続きに関する料金

料 金 種 別	単 位	料 金 額 (税込価格)
譲渡承認手数料	1契約ごとに	800 円 (880 円)
契約者数変更手数料	1回ごとに	800 円 (880 円)
備考		
1 譲渡承認手数料は、アナログ伝送サービス等利用権その他専用契約に基づいて専用サービスの提供を受ける権利の譲渡の承認を請求し、その承諾を当社から受けたときに支払いを要します。		
2 契約者数変更手数料は、専用契約者数の変更の請求をし、その承諾を当社から受けたときに支払いを要します。		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容																
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる専用回線等又は接続専用回線において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき2,500円(税込2,750円)(回線接続等に係る工事の場合、接続専用回線の相互接続点に係る工事の場合及び他社接続回線の相互接続点に係る工事の場合を除きます。)を減額します。</p>																
(2) 移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	<p>移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。</p>																
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 専用回線の設置に係る工事</td> <td>専用回線、分岐回線又は接続専用回線(相互接続点の部分を除きます。)の設置又は移転の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 専用回線の変更に係る工事</td> <td>専用回線、分岐回線又は接続専用回線(相互接続点の部分を除きます。)について品目の変更、区別の変更、一時中断の再利用又は回線相互接続等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、種類又は区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 回線接続等に係る工事</td> <td>専用取扱局の主配線盤等において、専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 専用回線の利用の一時中断に係る工事</td> <td>専用回線、分岐回線、接続専用回線(相互接続点の部分を除きます。)又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>カ 接続専用回線の相互接続点に係る工事</td> <td>接続専用回線の相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の変更</td> </tr> <tr> <td>キ 他社接続回線の相互接続点に係る工事</td> <td>他社接続回線(西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。)の相互接続点における工事に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 専用回線の設置に係る工事	専用回線、分岐回線又は接続専用回線(相互接続点の部分を除きます。)の設置又は移転の場合に適用します。	イ 専用回線の変更に係る工事	専用回線、分岐回線又は接続専用回線(相互接続点の部分を除きます。)について品目の変更、区別の変更、一時中断の再利用又は回線相互接続等の場合に適用します。	ウ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、種類又は区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	エ 回線接続等に係る工事	専用取扱局の主配線盤等において、専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。	オ 専用回線の利用の一時中断に係る工事	専用回線、分岐回線、接続専用回線(相互接続点の部分を除きます。)又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。	カ 接続専用回線の相互接続点に係る工事	接続専用回線の相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の変更	キ 他社接続回線の相互接続点に係る工事	他社接続回線(西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。)の相互接続点における工事に適用します。
工事の区分	適 用																
ア 専用回線の設置に係る工事	専用回線、分岐回線又は接続専用回線(相互接続点の部分を除きます。)の設置又は移転の場合に適用します。																
イ 専用回線の変更に係る工事	専用回線、分岐回線又は接続専用回線(相互接続点の部分を除きます。)について品目の変更、区別の変更、一時中断の再利用又は回線相互接続等の場合に適用します。																
ウ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、種類又は区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。																
エ 回線接続等に係る工事	専用取扱局の主配線盤等において、専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。																
オ 専用回線の利用の一時中断に係る工事	専用回線、分岐回線、接続専用回線(相互接続点の部分を除きます。)又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。																
カ 接続専用回線の相互接続点に係る工事	接続専用回線の相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の変更																
キ 他社接続回線の相互接続点に係る工事	他社接続回線(西日本電信電話株式会社に係るものに限ります。)の相互接続点における工事に適用します。																
(4) 多重アクセス等に係る回線接続等工事費の適用	<p>多重アクセス又は端末回線多重の利用に関する回線接続等工事費は、1の多重アクセス又は端末回線多重について、1の専用回線ごとに適用します。</p>																

(5) 回線内速度設定に係る回線接続等工事費の適用	回線内速度設定の利用に関する回線接続等工事費は、設定する速度単位ごとに適用します。
---------------------------	---

## 2 工事費の額

1の工事ごとに

工 事 の 種 類			工事費の額 (税込価格)	
			メタル配線	光配線
専用回線の設置（回線終端装置を設置するものに限ります。）又は移転に係る工事			12,000円 (13,200円)	20,000円 (22,000円)
専用回線の変更に係る工事	回線終端装置の取付け等の工事を伴う場合	回線終端装置の取替え又は設定変更のみの場合	8,000円 (8,800円)	8,000円 (8,800円)
		上記以外の場合	12,000円 (13,200円)	20,000円 (22,000円)
	上記以外の場合		7,000円 (7,700円)	14,000円 (15,400円)
端末設備に係る工事	回線接続装置の取付け等の工事を伴う場合	回線接続装置の取付け又は設定変更のみの場合	8,000円 (8,800円)	8,000円 (8,800円)
		上記以外の場合	12,000円 (13,200円)	20,000円 (22,000円)
	上記以外の場合		7,000円 (7,700円)	14,000円 (15,400円)
回線接続等に係る工事			1,500円	(1,650円)
専用回線の利用の一時中断に係る工事			4,000円	(4,400円)
接続専用回線の相互接続点に係る工事			1,500円	(1,650円)
他社接続回線の相互接続点に係る工事			2,000円	(2,200円)
備考 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、別に算定する費用を支払っていただきます。				

## 3 短期専用契約の場合の工事費は、前表2の工事費の額と同額とします。

## 第2 線路設置費

### 1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路（設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）又は短期専用契約の新設した線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の専用回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p> <p>ウ 当社が別に定める耐用年数を経過した場合であって、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その線路の取替が必要となったときは、再度線路設置費を適用します。</p>
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 専用申込者が現に利用している当社の専用サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに専用契約を締結して、その場所で専用サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事（2線式から4線式に変更する工事を除きます。）を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;">             新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額           </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;">             解除する専用サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額           </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">             線路設置費の額 (残額がある時に限ります。)           </div> </div> <p>イ 前アの場合において、専用申込者が現に利用している専用回線の引込線が4線式の場合に、その引込線1回線を専用申込のあった専用回線の2線式2回線として利用するときは、線路設置費の支払いを要しません。</p> <p>ウ 専用サービスの品目の変更又は専用回線の2線式から4線式への区別の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;">             変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額           </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;">             変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額           </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">             線路設置費の額 (残額がある時に限ります。)           </div> </div>
(3) 多重アクセスの利用の開始又は廃止の場合の線路設置費の適用	<p>ア 多重アクセスの利用に係る専用回線の線路設置費は、2（線路設置費の額）の規定にかかわらず、同一の多重アクセスを利用することとなる専用回線のうち、1の専用回線（その専用回線が64kb/s又は128kb/sのものである場合は、これを192kb/sのものとしみなします。）についてのみ、その品目の線路設置費を適用します。</p> <p>ただし、同一の多重アクセスを利用することとなる専用回線について、線路設置費を支払って設置された専用回線があるとき又は同一の多重アクセスを利用している専用回線の一部の専用回線について、専用契約の解除若しくは移転があった場合で引き続き多重アクセスを利用するときは、多重アクセスの利用に伴う線路設置費の支払いは要しません。この場合において、線路設置費を支払って設置された回線が64kb/s又は128kb/sのもののみであるときの線路設置費は、192kb/sの専用回線を新設したものとみなした場合の線路設置費の額とその専用回線を新設したものとみなした場合の線路設置費の額との差額の支払いを要します。</p>

	イ 多重アクセスの利用を廃止し、引き続きその場所で専用回線を利用する場合は、その廃止のあった専用回線について、線路設置費の支払いを要します。 ただし、多重アクセスの利用の廃止のあった専用回線が、線路設置費を支払って設置されたものであるときは、この限りではありません。
(4) 映像伝送サービスに関する線路設置費の適用	映像伝送サービスに関する線路設置費については、一般映像伝送サービス、高品質映像伝送サービス及びデジタル映像伝送サービスに限り適用します。

## 2 線路設置費の額

引込線 1 回線につき線路 100m までごとに

区 分		線路設置費の額 (税込価格)	
メタル配線	2 線式の場合	60,000 円	(66,000 円)
	4 線式の場合	63,000 円	(69,300 円)
光 配 線		84,000 円	(92,400 円)

短期専用契約の場合は上表と同額とします。

## 第 3 設備費

### 1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	ア 設備費は、次の設備について適用します。 (ア) 異経路による専用回線の部分（映像伝送サービスについては、一般映像伝送サービス、高品質映像伝送サービス及びデジタル映像伝送サービスの場合に限ります。） (イ) 特別な電気通信設備の部分 イ 当社が別に定める耐用年数を経過した場合であって、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その設備の取替が必要となったときは再度設備費を適用します。

### 2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
アナログ伝送サービス等	別に算定する実費
高速デジタル伝送サービス	別に算定する実費
削除	削除
高速イーサネット専用サービス	別に算定する実費
映像伝送サービス	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。	

## 第 3 表 証明手数料

1 契約ごとに 300 円 (税込 330 円)

料金表別表 1 削除

料金表別表2 学校に限定した基本回線専用料の割引の適用

- 1 当社は、専用契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者である専用契約者に限ります。）から、その専用契約（短期専用契約を除きます。）に係る専用回線（接続専用回線（西日本電信電話株式会社に係るものを除きます。）以外の64kb/s、128kb/s及び1.5Mb/sの品目のうちエコノミークラスのもの（その専用回線が同一県内に終始するものに限ります。）であって、その一端が学校の構内又は建物内に終端するものに限ります。）について、学校に限定した割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その基本回線専用料については、2014年3月31日までの間は、2（料金額）の（1）のAの（1-1）の基本回線専用料に代えて、専用回線1回線ごとに次表の額を適用します。

専用回線1回線ごとに

品 目	距離区分	料金額（月額）（税込価格）	
		タイプ1	タイプ2
64kb/s	15kmまでのもの	13,000円（14,300円）	14,500円（15,950円）
	30 〃	20,000円（22,000円）	21,500円（23,650円）
	40 〃	21,000円（23,100円）	22,500円（24,750円）
	50 〃	21,500円（23,650円）	23,000円（25,300円）
	60 〃	22,500円（24,750円）	24,000円（26,400円）
	70 〃	23,500円（25,850円）	25,000円（27,500円）
	80 〃	24,000円（26,400円）	25,500円（28,050円）
	90 〃	25,000円（27,500円）	26,500円（29,150円）
	90kmを超えるもの	26,000円（28,600円）	27,500円（30,250円）
128kb/s	15kmまでのもの	18,000円（19,800円）	19,500円（21,450円）
	30 〃	31,000円（34,100円）	32,500円（35,750円）
	40 〃	34,000円（37,400円）	35,500円（39,050円）
	50 〃	35,500円（39,050円）	37,000円（40,700円）
	60 〃	37,000円（40,700円）	39,000円（42,900円）
	70 〃	38,500円（42,350円）	40,500円（44,550円）
	80 〃	40,000円（44,000円）	42,000円（46,200円）
	90 〃	42,000円（46,200円）	44,000円（48,400円）
	90kmを超えるもの	43,500円（47,850円）	45,500円（50,050円）
1.5Mb/s	15kmまでのもの	44,600円（49,060円）	47,600円（52,360円）
	30 〃	101,600円（111,760円）	104,600円（115,060円）
	40 〃	101,900円（112,090円）	106,700円（117,370円）
	50 〃	108,800円（119,680円）	113,900円（125,290円）
	60 〃	115,400円（126,940円）	121,100円（133,210円）
	70 〃	122,300円（134,530円）	128,300円（141,130円）
	80 〃	129,200円（142,120円）	135,500円（149,050円）
	90 〃	136,100円（149,710円）	142,700円（156,970円）
	90kmを超えるもの	142,700円（156,970円）	149,600円（164,560円）

- 2 当社は、この学校限定割引を受けている専用回線について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

- （1）専用契約者が学校の設置者でなくなったとき（（4）に該当する場合を除きます。）
- （2）品目又はサービスクラスの変更があったとき。
- （3）移転等により、その専用回線の一端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。
- （4）利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りではありません。

別 表

別表 基本的な技術的事項

1 アナログ伝送サービス等

(1) 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
2,400b/s 4,800b/s 9,600b/s	Vシリーズの場合 25ピンコネクタ (IS2110に準拠)	Vシリーズの場合 C C I T T 勧告 V.24 に準拠
	Xシリーズの場合 15ピンコネクタ (IS4903に準拠)	Xシリーズの場合 C C I T T 勧告 X.24 に準拠

(注) 専用契約者の要望その他の事由により、この表以外の条件によることがあります。

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
3.4kHz・音声伝送	2線式又は4線式インタフェース	—
2,400b/s 4,800b/s 9,600b/s	4線式インタフェース	—

2 高速デジタル伝送サービス

(1) 高速品目の場合

ア 当社が回線終端装置を提供する場合

品目等	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電圧等
64kb/s	15ピンコネクタ (ISO標準 IS4903 準拠)	80kbit/s	CMI 符号	0.96～1.44V
192kb/s、384kb/s 768kb/s		1,544kbit/s		2～6V
1.5Mb/s	下記以外 のもの	TTC標準 JT-I431-a 準拠		
	エコミークラス又 はシンプルクラス のもの			
3Mb/s、6Mb/s	15ピンコネクタ (ISO標準 IS4903 準拠)	6,312kbit/s	CMI 符号	2～6V

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目 等		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	送出電圧等
64kb/s、128kb/s (注)		ネジ止め4端子又は 8端子コネクタ (ISO標準IS8877準拠)	TTC標準JT-I430-a準拠		
192kb/s、256kb/s 384kb/s、512kb/s 768kb/s、1Mb/s 1.5Mb/s (注)		ネジ止め4端子又は 8端子コネクタ (ISO標準IS8877準拠) (ISO標準IS10173準拠)	TTC標準JT-I431-a準拠		
3Mb/s、4.5Mb/s 6Mb/s (注)		BNCコネクタ1対 (JIS規格 C5412-1976C02準拠)	6,312kbit/s	TTC標準JT-G703-a準拠	
多重 アク セス	1.5Mb/s	ネジ止め4端子又は 8端子コネクタ (ISO標準IS8877準拠) (ISO標準IS10173準拠)	TTC標準JT-I431-a準拠		
	6Mb/s	BNCコネクタ1対 (JIS規格 C5412-1976C02準拠)	6,312kbit/s	TTC標準JT-G703-a準拠	

(注) 多重アクセスを利用しない場合を示す。

ウ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	送出電圧等
64kb/s、128kb/s (注)		2線式インタフェース	TTC標準JT-G961準拠		
192kb/s、256kb/s 384kb/s、512kb/s 768kb/s、1Mb/s 1.5Mb/s、3Mb/s 4.5Mb/s、6Mb/s (注)		F04形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	6,312kbit/s	CMI符号	光出力 -7dBm以下 使用中心波長 1.31μm
多重アク セス	1.5Mb/s 6Mb/s				

(注) 多重アクセスを利用しない場合を示す。

専用契約者の要望その他の事由により、この表以外の条件によることがあります。

(2) 超高速品目の場合

ア 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電圧等
50Mb/s	BNC 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 準拠)	44.736 Mbit/s	B3ZS 符号	最大送出電力 +5.7dBm 以下
	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μm
150Mb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μm

イ 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
50Mb/s、 150Mb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520 Mbit/s	NRZ 符号	光出力 +3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μm

3 削除

4 高速イーサネット専用サービス

(1) 専用回線の終端

品 目	物理的条件	相互接続回路
10Gb/s のもの (当社が回線終端装置を提供しない場合に 限る)	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠)  SM 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6835 の SSMA-10/125 準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-LR 準拠

## (2) 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
1Gb/s のもの	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠
	GI 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠)	
	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
	SM 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6835 の SSMA-10/125 準拠)	
	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠
10Gb/s のもの	LC 形単心光ファイバコネクタ (IEC 規格 61754-20 準拠)	IEEE802.3ae 10GBASE-LR 準拠
	SM 形光ファイバケーブル (JIS 規格 C6835 の SSMA-10/125 準拠)	

## (3) 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
10Mb/s のもの	8ピコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
100Mb/s のもの	8ピコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠

## (4) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路	
		符号形式等	光出力等
10Mb/s のもの	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	IEEE802.3 準拠	光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 $\mu$ m
100Mb/s のもの	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	IEEE802.3u 準拠	光出力 -8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 $\mu$ m

5 専用 I P 接続サービス

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

物理的 条件	相互接続回路		
	伝送速度	符号形式	送出電圧等
8 端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	ISO 標準 8802-3 (10BASE-T 又は 100BASE-TX) 準拠		

6 削除

7 その他の専用サービス

映像伝送サービス

(1) 当社が回線終端装置又は回線接続装置を提供する場合

品 目		物理的 条件	相互接続回路		
			伝送帯域及び 伝送速度	送出電圧等	
一般映像伝送サービス	標準型	映像信号	BNC-P 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 準拠)	60Hz～4MHz	1.0V (P-P 値) 以下
		音響信号	送信信号用：XLR-3-11C コネクタ 受信信号用：XLR-3-12C コネクタ	50Hz～15kHz	0dBm 以下
	圧縮型	映像信号	BNC-P 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 準拠)	20Hz～4.2MHz	1.0V (P-P 値) 以下
		音響信号	送信信号用：XLR-3-11C コネクタ 受信信号用：XLR-3-12C コネクタ	40Hz～20kHz	+15dBm 以下
		制御信号		0.3kHz ～3.4kHz	0dBm 以下
	制御付随型	映像信号	BNC-P 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 準拠)	60Hz～4MHz	1.0V (P-P 値) 以下
制御信号		屋内型： 送信信号用：XLR-3-11C コネクタ 受信信号用：XLR-3-12C コネクタ 屋外型：クローネ端子	0.3kHz ～3.4kHz	0dBm 以下	
高品質映像伝送サービス	映像信号	BNC-P 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 準拠)	60Hz～5.5MHz	1.0V (P-P 値) 以下	
	音響信号	送信信号用：XLR-3-11C コネクタ 受信信号用：XLR-3-12C コネクタ	20Hz～20kHz	0dBm 以下	
広帯域映像伝送サービス	映像信号	屋内型：BNC 型高周波同軸コネクタ (JIS C5410 C02 型)	5MHz～550MHz	85±5dB $\mu$ V 75 $\Omega$ 不平衡	
	音響信号	屋外型：FT 型高周波同軸コネクタ (EIAJ RC-6014 C14 型)			
デジタル映像伝送サービス	映像信号	BNC-P 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 準拠)	HD-SDI 1.485Gbit/s 1.485/1.001 Gbit/s	出力信号振幅 800mV (P-P 値) SMPTE292M 準拠(HD-SDI)	
	音響信号		SD-SDI 143Mbit/s 270Mbit/s DVB-ASI 270Mbit/s	SMPTE259M 準拠(SD-SDI) DVB DOCUMENT A010 準拠(DVB-ASI)	

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目		物理的条件	相互接続回路			
			伝送帯域又は 伝送速度	符号 形式	光出力等	
一般 映像 伝送 サ ー ビ ス	標準型	映像信号	F01 形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5970 準拠)	映像信号： 14MHz 以上 42MHz 以下	—	光出力 +1.0dBm 以下 使用中心波長 1.31 μ m
		音響信号				
	圧縮型	映像信号	F04 形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973 準拠)	6,312kbit/s	CMI 符号	光出力 -7dBm 以下 使用中心波長 1.31 μ m
音響信号						
制御信号						
高 品 質 映 像 伝 送 サ ー ビ ス	映像信号	F01 形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5970 準拠)	157.50Mbit/s	10BIC	光出力 +3.0dBm 以下 使用中心波長 映像信号:1.31 μ m 音響信号:1.55 μ m (光波長多重方式)	
	音響信号		55.296Mbit/s	8BIC		
広 帯 域 映 像 伝 送 サ ー ビ ス	映像信号	F04 形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973 準拠)	映像信号： 5MHz 以上 550MHz 以下	—	光出力 +8.5dBm 以下 使用中心波長 1.31 μ m	
	音響信号					
デジ タル 映 像 伝 送 サ ー ビ ス	映像信号	F04 形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格 C5973 準拠)	HD-SDI 1.485Gbit/s 1.485/1.001 Gbit/s SD-SDI 143Mbit/s 270Mbit/s DVB-ASI 270Mbit/s	—	光出力 +1.0dBm 以下 使用中心波長 1.31 μ m 又は 1.55 μ m	
	音響信号					

附 則

## 附 則

### (実施期日)

第1条 この約款は、1996年3月21日から実施します。

### (接続専用回線に係る専用サービスの取扱い)

第2条 接続専用回線に係る専用サービスについては、他の第1種電気通信事業者との相互接続協定が整い、郵政大臣の認可を得たのちに実施します。

### (実費の算定方法)

第3条 この約款に規定する専用料及び設備費のうち、別に算定する実費とされているものについては、それぞれ次により算定します。

#### 1 専用料

専用料(月額) = 年経費(営業費+報酬+税金) × 1 / 12

(注) 営業費、報酬及び税金は、創設費にそれぞれ対応する年経費率を乗じて算定します。

#### 2 設備費

第63条(工事費の支払義務)、第64条(線路設置費の支払義務)及び第65条(設備費の支払義務)に規定する別に算定する額又は特別な電気通信設備の新設を要する場合

設備費 = 物品費 + 取付費 + 間接費

### (注) 費用の内訳等

項目	区分	算定方法	
物品費	—	購入価格	
取付費	(1) 労務費	1時間当り人件費単価×延労働時間	左記の(1)、 (2)の合計額
	(2) 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの	
間接費	—	その工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費(ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等)	

### (高速デジタル伝送サービスの専用料に関する経過措置)

第4条 < 削除 >

### (料金等の支払いに関する経過措置)

第5条 この約款実施の際現に、専用サービス契約約款(以下「旧約款」といいます。)の規定に基づき支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

### (この約款実施前に行った手続き等の効力等)

第6条 この約款実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、1997年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、1997年5月1日から実施します。  
ただし、別表6の回線距離測定局において、善通寺局の専用サービスの提供開始時期は当社が別に定める日以降とし、それまでの間の取扱いについては従前のとおりとします。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速デジタル伝送サービスの64kb/s (Yインタフェースのものを除きます。)又は128kb/sの専用回線については、この改正規定の実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 高速デジタル伝送サービスの64kb/s又は128kb/sの品目の専用回線について通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及び長期継続利用に係る基本回線専用料の適用に関する取扱いについては、この改正規定実施の日から1997年9月30日までの間、第13条(最低利用期間)第5項並びに料金表第1表(料金)第2(高速デジタル伝送サービスに関する専用料)の1の(3)(長期継続利用に係る基本回線専用料の適用)のクの規定は適用しません。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、1997年12月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、1998年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、1998年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の認可料金表により提供している高速デジタル伝送サービスのエコノミークラスの専用回線については、この改正認可料金表実施の日に、エコノミークラスのタイプ2に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/s(Yインタフェースのものを除きます。)の専用回線については、この改正規定実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、1998年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(附則及び附則別表の削除)

- 3 1996年3月21日実施の附則第4条(高速デジタル伝送サービスの料金に関する経過措置)及び附則別表(附則第4条に規定する専用回線に関するもの)は削除します。

附則別表 附則第4条に規定する専用回線に関するもの

< 削 除 >

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、1999年2月1日から実施します。  
ただし、この改正規定中、ATM-Forum 準拠の回線終端装置及び回線接続装置の取扱いについては、準備が整い次第実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供しているATM専用サービスの端末回線(相互接続点に係るものを除きます。以下この項において同じとします。)及び回線接続装置については、この改正規定の実施の日に、それぞれ2芯式の端末回線、TTC 標準 JT-G957 準拠の回線接続装置に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、1999年6月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している一般映像伝送サービスについては、この改正規定の実施の日に、一般映像伝送サービスの標準型の回線に移行したものとみなして取り扱いま

す。

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この改正規定は、1999年7月1日より実施します。

### (経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この改正規定は、1999年8月1日より実施します。

### (経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速デジタル伝送サービスの64kb/s又は128kb/s(特定協定事業者に係るものに限り)の専用回線については、この改正規定の実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この改正規定は、1999年10月1日より実施します。

### (経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この改正規定は、1999年12月1日より実施します。

### (経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

## 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2000年5月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2000年6月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2000年8月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 KDD株式会社、第二電電株式会社、日本テレコム株式会社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係る契約に基づき設置される電気通信設備と接続している接続専用回線であって、当社が特定協定事業者として取り扱うこととした日にその接続専用回線の専用契約者から当社が料金を設定してほしい旨の申し出があったものに関する料金その他の取扱いについては、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2000年9月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2000年10月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2000年11月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2000年12月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2001年1月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している専用IP接続サービスに関する提供条件については、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2001年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2001年3月19日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2001年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2001年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2001年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2001年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2002年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2002年2月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サ

ービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この改正規定は、2002年3月1日から実施します。

### (経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この改正規定は2002年5月1日から実施します。

### (経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この改正規定は2002年9月1日から実施します。

### (経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この改正規定は2002年11月1日から実施します。

### (経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この改正規定は2002年12月1日から実施します。

### (経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附 則

### (実施期日)

- 1 この改正規定は2003年4月1日から実施します。  
ただし、この改正規定中、高速イーサネット専用サービスに係る回線接続装置（Ⅱ型のもの）に限りま

す。)の取扱いについては、準備が整い次第実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供している高速イーサネット専用サービスに係る回線接続装置については、この改正規定の実施の日に、I型に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(その他)

- 4 2001年3月1日実施の附則第2項(経過措置)を削除します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2003年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に改正前の規定により提供しているDSL接続サービスの64kb/sの品目については、この改正規定の実施の日に、DSL接続サービスの128kb/sの品目に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2003年7月28日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2003年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2003年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2003年12月5日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2004年1月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2004年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2004年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2004年11月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2005年3月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2005年10月11日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2006年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2006年3月17日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2006年5月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2007年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2007年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2008年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2008年4月4日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2009年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2009年3月27日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2009年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2009年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2010年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2011年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2012年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2012年7月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2013年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2014年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2015年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(2016年1月8日付)

- 1 料金表 通則 (料金前払いに伴う料金の減額) 第5項、第6項、及び第7項については2016年4月1日をもって削除する予定です。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2016年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2019年8月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2020年8月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は2020年9月30日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。